

# 令和7年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年7月30日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	令和6年度生活保護の執行状況について
所管部課	福祉部 足立福祉事務所 生活支援推進課、福祉まると相談課

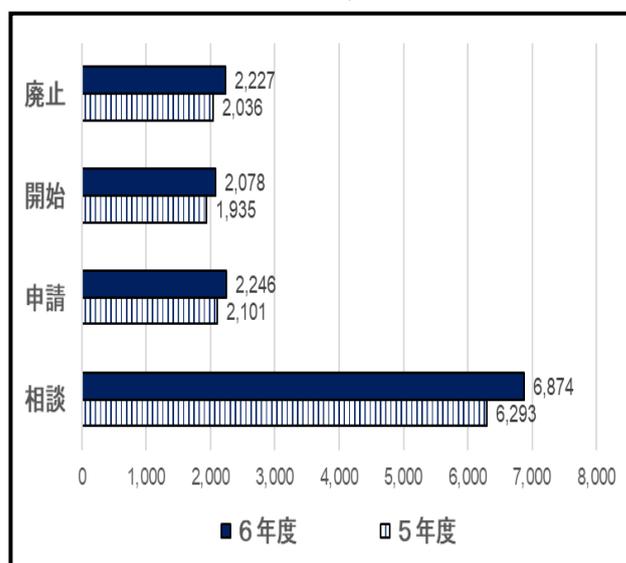
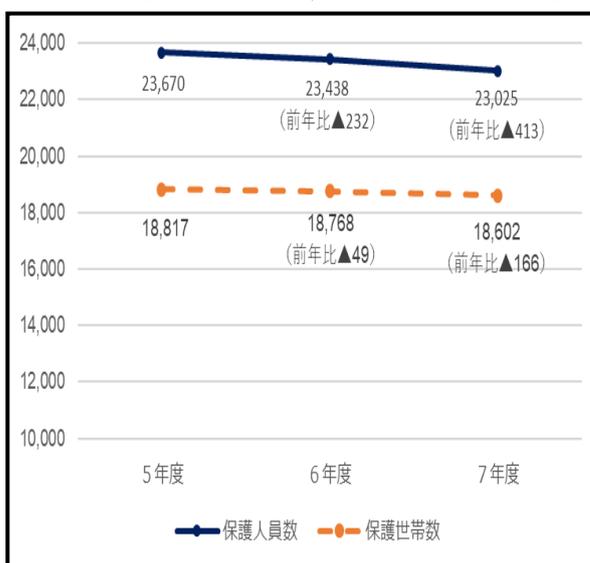
令和6年度における生活保護の執行状況について報告する。

## 1 保護人員・保護世帯数及び相談件数等の推移（詳細は別紙を参照）

	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月
保護人員数	23,670人	23,438人	23,025人
保護世帯数	18,817世帯	18,768世帯	18,602世帯
	令和5年度総数	令和6年度総数	
相談件数	6,293件	6,874件（前年比+581）	
申請件数	2,101件	2,246件（前年比+145）	
開始件数	1,935件	2,078件（前年比+143）	
廃止件数	2,036件	2,227件（前年比+191）	

※ 保護世帯数は集計月に生活保護費が支給されている世帯を集計

内容



【足立区の生活保護の状況】※ 令和6年7月現在 東京都福祉局調べ

- (1) 保護世帯数 23区中1位 18,651世帯（2位は江戸川区15,194世帯）
- (2) 保護人員数 23区中1位 23,214人（2位は江戸川区18,932人）
- (3) 保護率 23区中1位 3.32%（2位は台東区3.01%）

【受給者数の推移】

- (1) 物価高騰の影響による受給者数の顕著な増加は見られなかった。
- (2) 新規申請の件数は増加したが、死亡等による廃止件数も増加しているため、4月の保護人員数は6年連続、保護世帯数は4年連続で減少している。

## 2 令和6年度の新たな取り組み

### (1) 資産調査業務の集約（事務センター化）のモデル実施

福祉課の資産調査業務を生活支援推進課で一括して行い、情報を一括管理し、返還金の発生抑制及び遡及して支給される年金の速やかな徴収を行うことを主な目的とした事務センターの取り組みを中部第一福祉課及び中部第二福祉課においてモデル実施した。

#### 【考察・今後の課題】

- ① 情報の一括管理により、調査方法や事務処理が効率化できる環境が整備された。
- ② 令和7年度からは6福祉課の資産調査業務を事務センター化する。

### (2) 預貯金等調査の電子化

資産の早期把握と保護費の過払いを抑制するため、金融機関への預貯金調査の電子化システム（pipitLINQ）を導入し、事務センター化のモデル実施を行っている中部第一福祉課及び中部第二福祉課において主に実施した。

#### 【考察・今後の課題】

- ① 電子化により資産の早期把握が可能となった。
- ② 令和7年度から6福祉課の資産調査業務を事務センター化することに伴い、6福祉課の預貯金調査を電子化する。

### (3) 居場所を兼ねた学習支援事業利用者への大学等受験料・模擬試験料の補助

学習支援や居場所の提供、体験活動の実施に加え、進学段階の世帯が抱える経済的負担を軽減し、子どもの進路実現を支援するため、居場所を兼ねた学習支援事業を利用している中学校3年生、高校3年生に対して、大学等受験料及び模擬試験料の補助を開始した。

#### ア 補助対象

(ア) 大学等受験料【上限53,000円】

(イ) 模擬試験料【高3：上限8,000円】【中3：上限6,000円】

#### イ 補助要件

児童扶養手当受給世帯、住民税非課税世帯、生活保護受給世帯のいずれかに該当すること。

#### ウ 令和6年度の実績

	申請見込み人数	申請人数	支給額
大学等受験料（上限53,000円）	14	8	204,000円
高3の模擬試験料(上限8,000円)	14	0	0円
中3の模擬試験料(上限6,000円)	28	7	38,700円
	—	—	242,700円

#### 【考察・今後の課題】

- ① 年度途中の補助開始であったため、申請人数は見込み人数を下回った。
- ② 令和7年度からは、居場所を兼ねた学習支援事業利用者に限定せず、補助要件に該当する全ての方に対象を拡充する。

### 3 生活保護適正化への取り組み

#### (1) 受給者の収入申告額と課税データ収入額との突合調査（国が定める調査）

		令和5年度調査 (令和4年收入)	令和6年度調査 (令和5年收入)
突合件数 (A)		28,520件	27,937件
収入額に差異があった件数 (B)		1,584件	2,863件
差異率 (B/A)		5.6%	10.2%
Bのうち、返還決定件数 (C)		205件	204件
Bのうち、返還決定率 (C/B)		12.9%	7.1%
(内訳) 適用及び 決定額	法第78条 (不正受給によるもの)	128件 4,925万円	120件 6,547万円
	法第63条 (78条以外のもの)	77件 568万円	84件 577万円
	返還決定合計額	5,493万円	7,124万円

#### 【考察・今後の課題】

- ① 返還決定件数には大きな変化はなかったが、1件あたりの不正受給金額が大きかったことにより返還決定合計額は大きく増加した。
- ② 引き続き、新規開始時の重要事項説明や受給者宅への訪問により収入状況確認や注意喚起を重点的に行い、不正受給については強制徴収を行うなど、厳正な債権管理対応をしていく。

#### (2) 年金受給権の調査

生活保護受給者の年金等受給権を確認・請求して適正な保護費算定（年金を収入として認定し保護費を算定）を実施

	年金等の受給権を 確認・請求した件数	(内訳) 収入認定した件数		
		年金等	年金基金	一時金
令和5年度	503件	455件	36件	12件
令和6年度	392件	347件	35件	10件
(前年比)	-111件	-108件	-1件	-2件

#### 【考察・今後の課題】

- ① 生活保護受給者も高齢化しており、制度が複雑な年金に関する情報を漏れなく捕捉し適切に対応していくことが必要である。
- ② 6福祉課の「資産調査専門員」が中心となり、生活保護開始時の年金調査の情報を一体的に管理し、年金受給年齢に達した受給者の方の裁定請求手続きを支援していく。

### (3) 医療扶助の適正化

令和6年10月1日より後発医薬品のある先発医薬品については、患者希望により処方する場合は、選定療養の対象となり特別の料金が徴収されるようになったことから、医療扶助の対象外となった。

そのため、先発医薬品を利用している受給者の方にチラシを用いて説明を行った。

#### ア ジェネリック医薬品の使用数量割合（※）

令和6年度までは、レセプト管理システムから出力したジェネリック医薬品の使用数量割合を数値根拠としていたが、令和7年度からは、医療扶助実態統計を数値根拠としている。

※（ジェネリック使用数量）÷（ジェネリック対応可医薬品使用数量）

生活保護受給者	令和4年6月	令和5年6月	令和6年6月
足立区	88.2% (23区内10位)	87.8% (23区内15位)	89.8% (23区内10位)
(参考)23区平均	87.5%	87.8%	89.2%
全体	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
足立区	82.4% (23区内2位)	83.5% (23区内3位)	85.3% (23区内2位)
(参考)国保分のみ	78.6%	80.1%	81.8%

#### イ ジェネリック医薬品による医療扶助費削減効果（推計値）

年度	生活保護受給者の削減効果	(参考)区全体の削減効果(国保分のみ)
令和4年度	約8億2,264万円	約11億8,540万円
令和5年度	約7億6,911万円	約11億4,386万円
令和6年度	約5億5,811万円	

#### 【考察・今後の課題】

- ① 生活保護受給者のジェネリック医薬品使用数量割合の23区内順位は、足立区全体と比較して低い傾向にある。ジェネリック医薬品の使用に消極的な受給者もいるため、受給開始時に加え、医療券発行時等の機会を捉え、周知・説明を徹底し、利用促進を図っていく。
- ② 受給者が医療受診をする際に必要な医療券について、国の通知に基づき、令和6年3月からマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を導入した。受診に支障がないよう、引き続き受給者や医療機関へ説明を丁寧に行っていく。

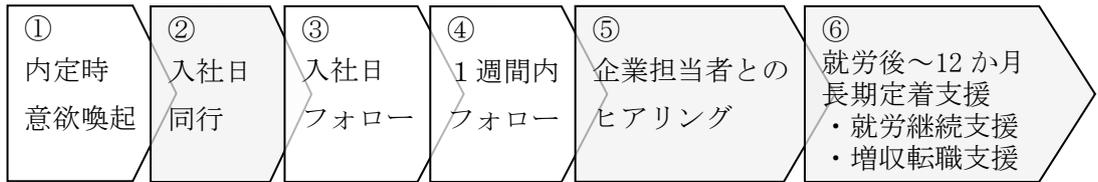
(4) 就労支援

生活困窮者・生活保護受給者の自立に向け、就労準備支援から就労後の定着支援まで、利用者の一人ひとりの状況に応じた支援を包括的に実施

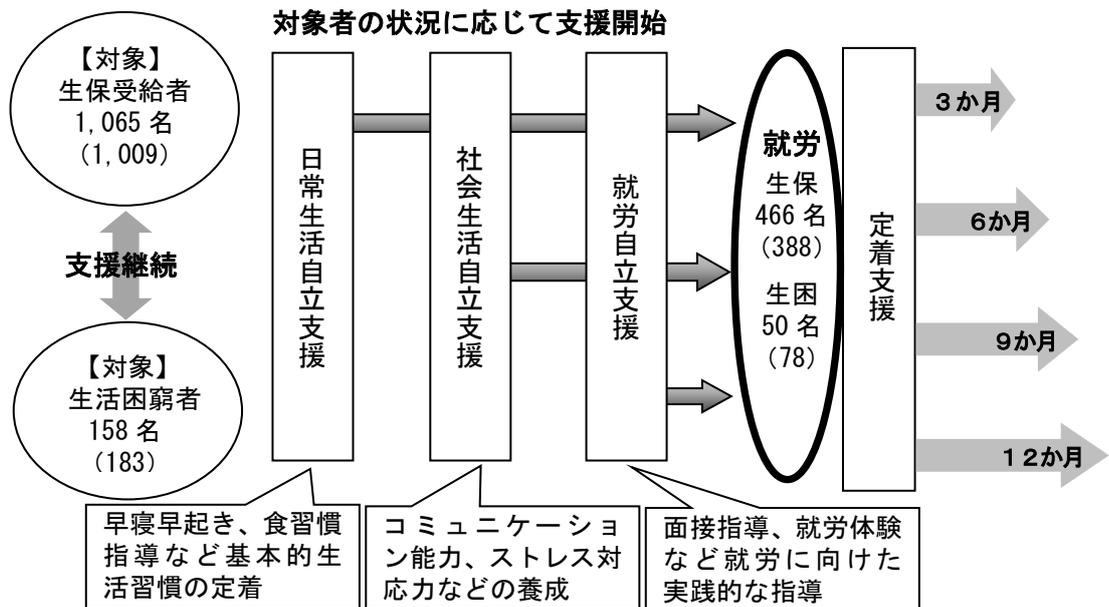
- ① 足立区では(株)パソナに事業委託により実施
- ② 事業者は他自治体にて就労支援事業受託の実績があり、就労に向けた講座の開催や支援、求人開拓のノウハウも豊富なことから、令和4年度から令和8年度までの5年間の複数年契約を締結

【「包括的」就労支援のポイント】

① 定着支援【6つのプロセス】を導入



② 「生活困窮」と「生活保護」とで実施していた就労支援事業を一本化



※ ( )内は令和5年度数値

ア 就労前の準備講座の実施 (グループ・個別プログラムの実施状況)

(ア) グループプログラム (5～10人グループによる基礎的な課題別講座)

硬筆書写、農業体験、居場所プログラム、パソコンセミナー (超入門～応用)、説明力講座、傾聴講座、介護、清掃など就労体験、企業説明会参加など

	講座数	開催数	生保受給者参加人数	生活困窮者参加人数
令和5年度	60	289	1,796	728
令和6年度	53	281	1,756	684
(前年比)	-7	-8	-40	-44

(イ) ジョブトレーニング（5～10人グループによる実践的トレーニング）

講座「初対面の人と話すには」、農業体験、履歴書作成、面接対策、ジョブカード活用法、企業セミナー、おしごと体験

	講座数	開催数	生保受給者参加人数	生活困窮者参加人数
令和5年度	22	78	419	157
令和6年度	18	79	342	237
(前年比)	-4	+1	-77	+80

【考察・今後の課題】

就労経験がない方や社会に出ることに不安を感じている方など、直ちに就労することが困難な方は増加しており、就労準備支援事業によるサポートは今後も必要性が増加していく。

イ 切れ目のない支援

参加者が支援途中で生活保護開始（生活困窮者→生保受給者）または廃止となっても、切れ目のない支援が可能

	生活保護廃止により 生保受給者→生活困窮者へ	生活保護開始により 生活困窮者→生保受給者へ
令和5年度	41	4
令和6年度	17	7
(前年比)	-24	+3

【考察・今後の課題】

以前は生保受給・生活困窮の属性が変化することにより、事業者も変わるため、就労支援を初期から再度行う必要があった。現在は継続した就労支援を実施している。

ウ 就労実績（4月～3月末実績）

	生活保護受給者		生活困窮者	
	支援者数	就労者数	支援者数	就労者数
令和5年度	1,009	388	183	78
令和6年度	1,065	466	158	50
(前年比)	+56	+78	-25	-28

※ 「就労」には、短期間・短時間の雇用、アルバイトも含む。

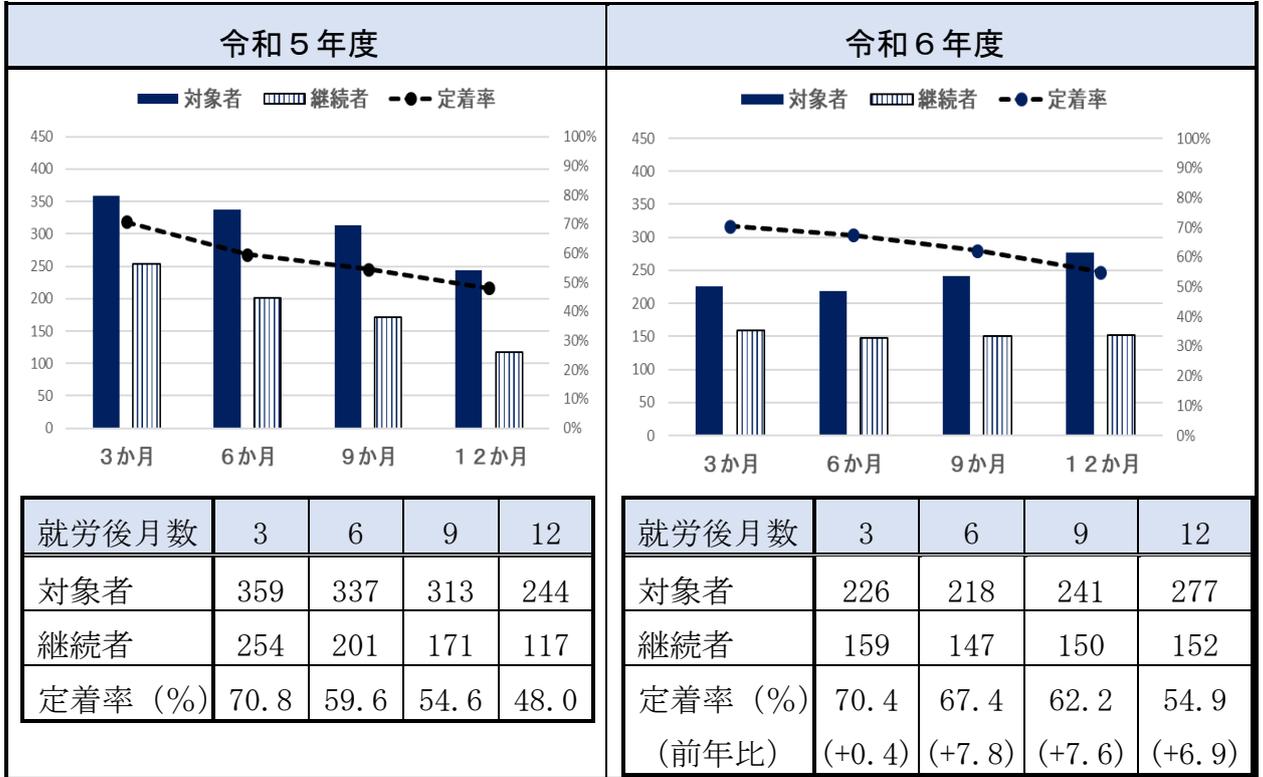
【考察・今後の課題】

- ① 生活保護受給者の就労支援者数、就労者数はともに増加した。
- ② 生活困窮者の支援者数、就労者数はともに減少しているが、複雑化した課題を抱えている方も多く、支援が長期化している方の割合が高くなってきているため、さらに寄り添った支援を実施していく。
- ③ 令和7年度は事業者と区がより綿密な情報共有を図り、支援者数、就労者数の増加を目指していく。

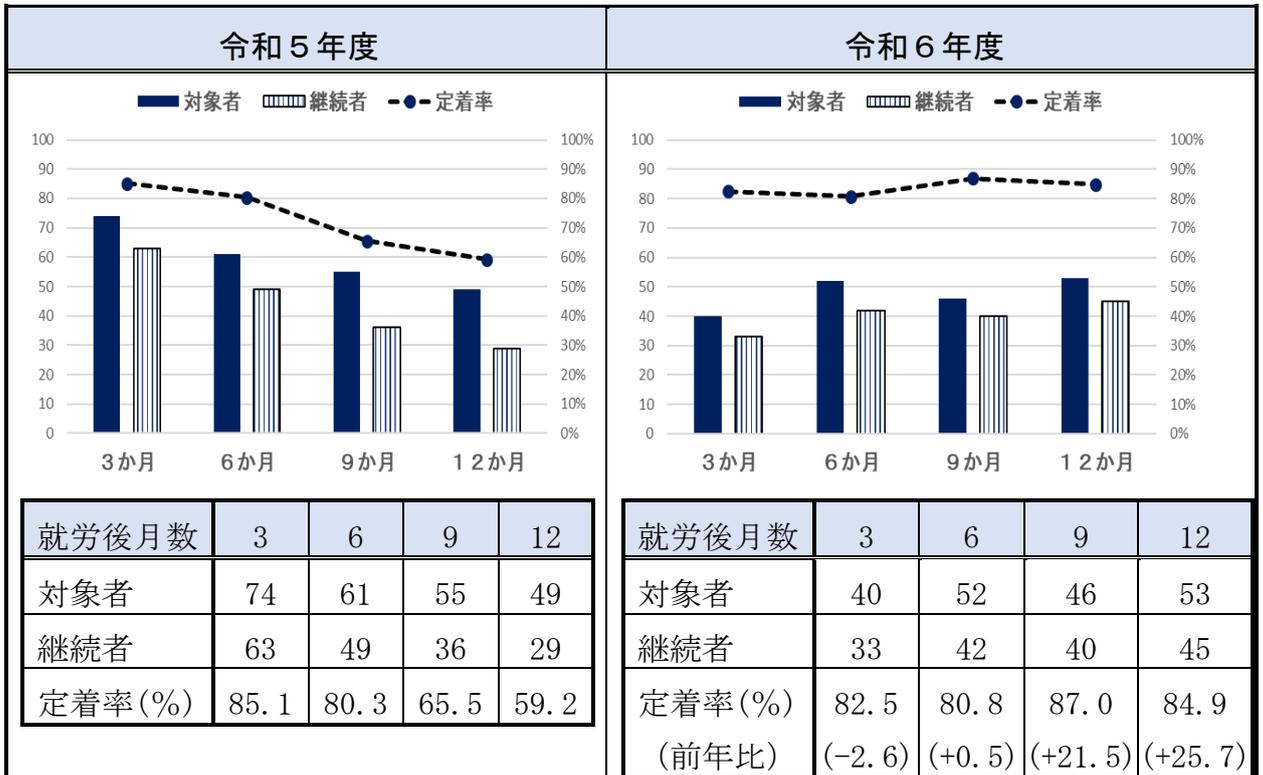
エ 定着実績（4月～3月末実績）

職場での人間関係やトラブルに対し、悩み事や相談を聞き取ることにより一人で抱え込まず長期にわたり就労が継続できるよう支援を実施

【生活保護受給者】



【生活困窮者】



※ 対象者は、定着支援利用者のうち3か月未満等の期間限定雇用、転職、休職、保護廃止等を除いた、実績作成時点で定着支援が必要な方の人数

【考察・今後の課題】

- ① 安定した就労により、生活保護が廃止になった方や定着支援を辞退する方など、支援を必要としない方が対象者から外れていくため、就労期間が長くなるほど、支援を必要とする就労者の定着率は低下していく。
- ② 生活保護受給者と比較し、生活困窮者は就労意欲が高い傾向にあるため、定着率も生活困窮者の方が高くなっている。
- ③ 委託事業者による継続的な就労先との関係づくりと就労後のきめ細かな定着支援により、令和6年度の定着率は増加傾向となっている。
- ④ 定着支援へ繋ぐ生活保護受給者は増加しており、今後はいかに就労期間を継続できるかが課題となる。

オ 就労が困難な要因（面談等で把握できた要因）

【生活保護受給者】



【生活困窮者】



0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

【考察・今後の課題】

- ① その他の内訳は、ひとり親、刑余者、外国人、高齢者等が含まれる。
- ② 身体疾病のほか、メンタル不調による就労が困難な方が多くおり、医療制度を活用しながら自立に向けた援助を行っていく。

4 問題点・今後の方針

- (1) 物価高騰による受給者数の推移について引き続き注視が必要である。
- (2) 受給者の抱える問題は複雑化しており、福祉事務所のみではなく、福祉まるごと相談課等の他部署や外部との連携により、自立援助を進めていく。

## 1 生活保護人員数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度	23,025											
(対前年比)	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
令和6年度	23,438	23,461	23,428	23,424	23,371	23,338	23,365	23,321	23,319	23,217	23,120	23,144
(対前年比)	99.0%	99.2%	99.0%	99.1%	99.1%	99.1%	99.4%	99.2%	99.2%	98.9%	98.6%	98.3%
令和5年度	23,670	23,640	23,660	23,630	23,585	23,543	23,511	23,509	23,496	23,464	23,446	23,536

※ 保護停止中のものを含む

## 2 生活保護世帯数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度	18,602											
(対前年比)	99.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
令和6年度	18,768	18,815	18,801	18,798	18,769	18,744	18,747	18,700	18,719	18,673	18,610	18,645
(対前年比)	99.7%	99.9%	99.6%	99.7%	99.7%	99.7%	99.8%	99.5%	99.7%	99.5%	99.3%	99.1%
令和5年度	18,817	18,832	18,871	18,851	18,830	18,798	18,783	18,788	18,773	18,759	18,744	18,810

※ 保護停止中のものを含む

### 3 相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	567	603	519	654	484	578	619	595	537	557	576	585	6,874
(対前年比)	121.2%	107.3%	90.1%	131.3%	91.0%	107.6%	114.2%	109.6%	118.5%	111.4%	106.9%	107.7%	109.2%
令和5年度	468	562	576	498	532	537	542	543	453	500	539	543	6,293

※ 相談件数は実件数

### 4 申請件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	201	203	160	239	143	216	186	177	173	185	153	210	2,246
(対前年比)	137.7%	120.8%	81.6%	131.3%	96.0%	127.1%	108.8%	88.1%	126.3%	109.5%	77.3%	98.1%	106.9%
令和5年度	146	168	196	182	149	170	171	201	137	169	198	214	2,101

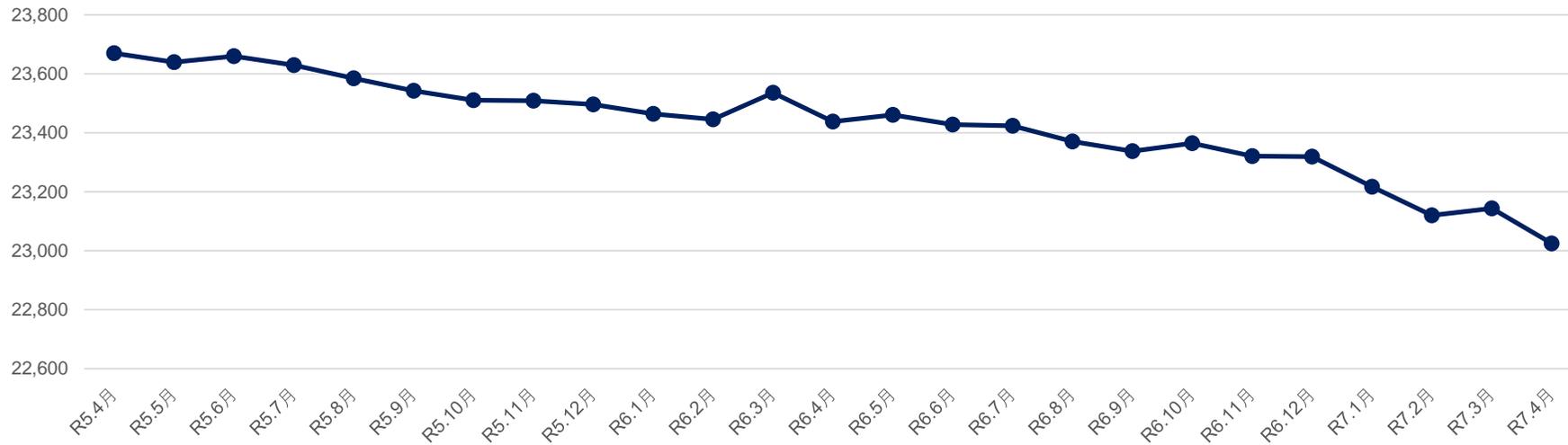
### 5 開始件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	195	178	151	183	156	170	192	167	192	142	147	205	2,078
(対前年比)	136.4%	125.4%	87.3%	122.0%	109.1%	106.9%	120.8%	88.8%	125.5%	95.3%	93.6%	93.6%	107.4%
令和5年度	143	142	173	150	143	159	159	188	153	149	157	219	1,935

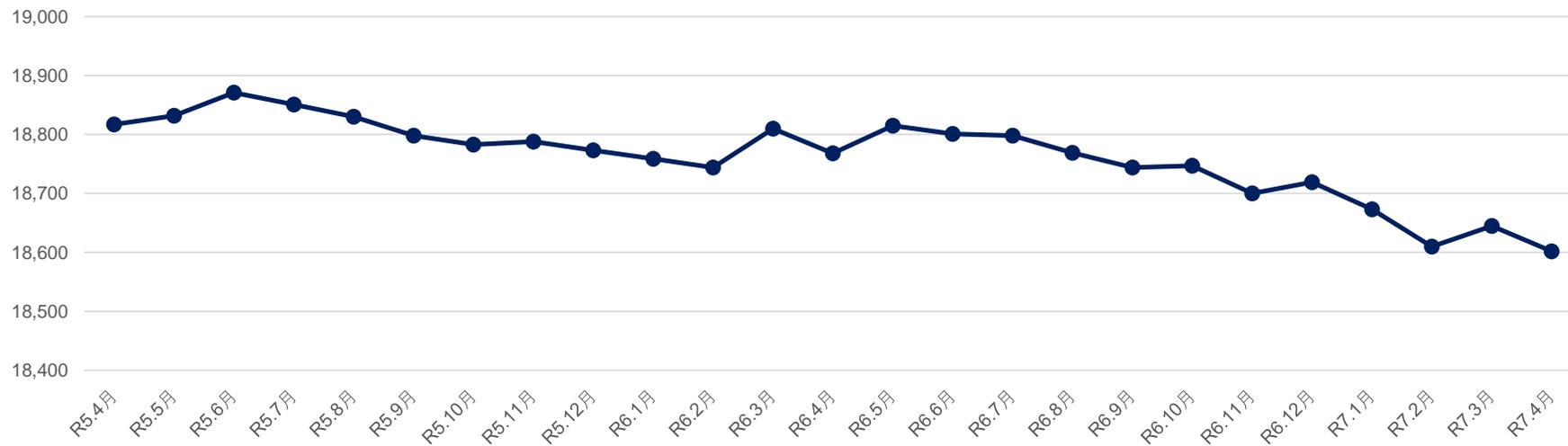
### 6 廃止件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	131	165	186	185	195	189	214	173	188	210	170	221	2,227
(対前年比)	103.1%	123.1%	109.4%	112.8%	102.1%	108.6%	116.9%	103.0%	115.3%	122.1%	111.1%	93.2%	109.4%
令和5年度	127	134	170	164	191	174	183	168	163	172	153	237	2,036

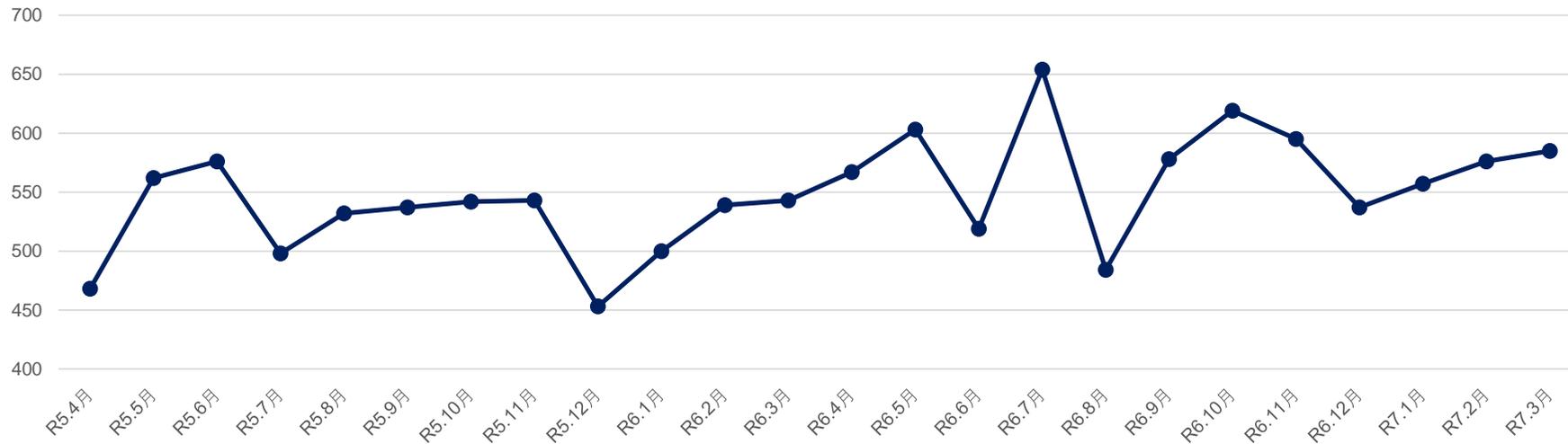
生活保護人員数の推移



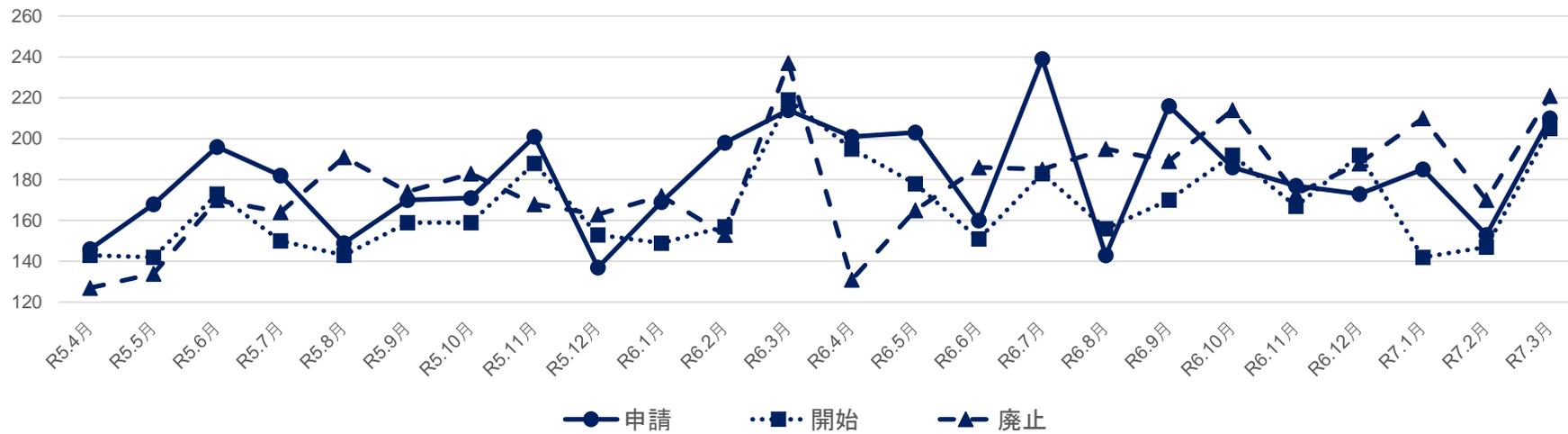
生活保護世帯数の推移



生活相談件数の推移



生活保護の申請件数、開始件数、廃止件数の推移

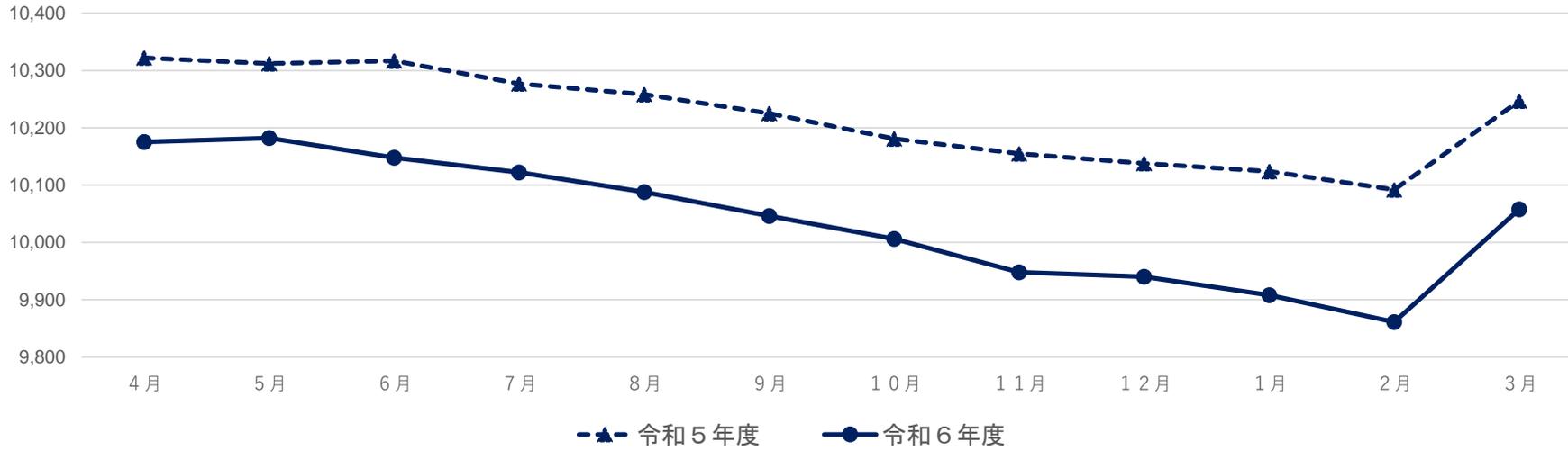


## 7 世帯類型別世帯数

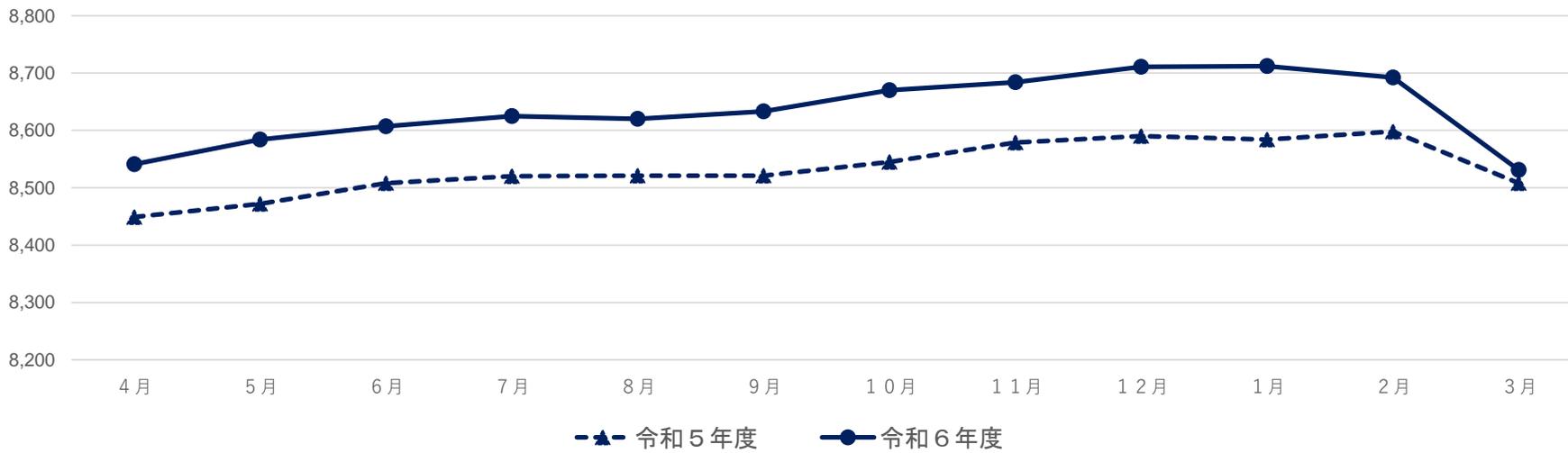
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和6年度	高齢者世帯	10,175	10,182	10,148	10,122	10,088	10,046	10,006	9,948	9,940	9,908	9,861	10,058	
	(対前年比)	98.6%	98.7%	98.4%	98.5%	98.3%	98.2%	98.3%	98.0%	98.0%	97.9%	97.7%	98.2%	
	内訳	単身	9,220	9,230	9,205	9,182	9,159	9,125	9,091	9,032	9,038	9,015	8,975	9,160
		2人以上	955	952	943	940	929	921	915	916	902	893	886	898
	高齢者世帯以外	8,541	8,584	8,607	8,625	8,620	8,633	8,670	8,684	8,711	8,712	8,692	8,531	
	(対前年比)	101.1%	101.3%	101.2%	101.2%	101.2%	101.3%	101.5%	101.2%	101.4%	101.5%	101.1%	100.3%	
令和5年度	高齢者世帯	10,322	10,312	10,317	10,277	10,258	10,225	10,181	10,155	10,138	10,124	10,092	10,247	
	内訳	単身	9,320	9,323	9,329	9,298	9,289	9,253	9,219	9,197	9,183	9,168	9,139	9,277
		2人以上	1,002	989	988	979	969	972	962	958	955	956	953	970
	高齢者世帯以外	8,449	8,472	8,508	8,520	8,521	8,521	8,545	8,579	8,590	8,584	8,598	8,508	

※ 保護停止中のものを含まない

高齢者世帯数の推移



高齢者世帯以外の世帯数の推移



令和7年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年7月30日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	令和6年度「元気な職場づくり応援事業（健康経営）」の新規支援事業所決定について																																						
所管部課	衛生部 ころとからだの健康づくり課																																						
内容	<p>「元気な職場づくり応援事業（健康経営）」について、令和6年度末に新たに支援事業所が決定したので、連絡する。</p> <p><b>【元気な職場づくり応援事業とは】</b>                  従業員の健康づくりに主体的に取り組む意欲のある足立区内中小事業所を区が選定し、同事業所が抱える健康課題の改善に向けて、区保健師や管理栄養士等が身体面及び精神面の支援を行う事業。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元</td> <td>1事業所でモデル事業として実施</td> </tr> <tr> <td>令和2</td> <td>4事業所を加えて実施 [支援期間は令和4年度末まで]</td> </tr> <tr> <td>令和3</td> <td>新型コロナウイルス感染拡大防止のため新規募集を中止</td> </tr> <tr> <td>令和4</td> <td>新規5事業所を選定 [支援期間は最大で令和7年度末まで]</td> </tr> <tr> <td>令和5</td> <td>新規3事業所を選定 [支援期間は最大で令和8年度末まで]</td> </tr> <tr> <td>令和6</td> <td>新規3事業所を選定 [支援期間は最大で令和9年度末まで]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 現在、累計16事業所</p> <p><b>1 選定結果</b></p> <p>(1) 応募事業所数 3事業所</p> <p>(2) 選定事業所数 3事業所</p> <p>(3) 選定事業所及び担当保健センター等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業所名</th> <th>所在地</th> <th>事業内容</th> <th>従業員数</th> <th>担当保健センター等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>株式会社トミテック</td> <td>六町4丁目</td> <td>製造業</td> <td>19名</td> <td>東部</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>株式会社ルミネ北千住店</td> <td>千住旭町</td> <td>不動産賃貸業</td> <td>49名</td> <td>千住</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>希望の苑</td> <td>竹の塚7丁目</td> <td>障がい福祉サービス業</td> <td>66名</td> <td>竹の塚</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 申込順</p>	年度	内容	令和元	1事業所でモデル事業として実施	令和2	4事業所を加えて実施 [支援期間は令和4年度末まで]	令和3	新型コロナウイルス感染拡大防止のため新規募集を中止	令和4	新規5事業所を選定 [支援期間は最大で令和7年度末まで]	令和5	新規3事業所を選定 [支援期間は最大で令和8年度末まで]	令和6	新規3事業所を選定 [支援期間は最大で令和9年度末まで]	No.	事業所名	所在地	事業内容	従業員数	担当保健センター等	1	株式会社トミテック	六町4丁目	製造業	19名	東部	2	株式会社ルミネ北千住店	千住旭町	不動産賃貸業	49名	千住	3	希望の苑	竹の塚7丁目	障がい福祉サービス業	66名	竹の塚
	年度	内容																																					
令和元	1事業所でモデル事業として実施																																						
令和2	4事業所を加えて実施 [支援期間は令和4年度末まで]																																						
令和3	新型コロナウイルス感染拡大防止のため新規募集を中止																																						
令和4	新規5事業所を選定 [支援期間は最大で令和7年度末まで]																																						
令和5	新規3事業所を選定 [支援期間は最大で令和8年度末まで]																																						
令和6	新規3事業所を選定 [支援期間は最大で令和9年度末まで]																																						
No.	事業所名	所在地	事業内容	従業員数	担当保健センター等																																		
1	株式会社トミテック	六町4丁目	製造業	19名	東部																																		
2	株式会社ルミネ北千住店	千住旭町	不動産賃貸業	49名	千住																																		
3	希望の苑	竹の塚7丁目	障がい福祉サービス業	66名	竹の塚																																		

#### (4) 選定内容

ア 書類審査日

令和7年3月18日(火)

イ 選定委員

区職員7名

ウ 審査項目

(ア) 健康経営の実現可能性が高いか。

(イ) 協働及び協創の取り組みが期待できるか。

(ウ) 事業実施後、区内他事業所への波及効果が期待できるか。

エ 主な意見

(ア) 施設の管理運営者である事業者などでは、ホームページ等での情報発信力があり、区内他事業所等への波及効果が期待できる。

(イ) 事業主が健康経営講演会に参加していたり、健康課題が明確な事業所もあり、健康経営の実現可能性が高い。

## 2 支援期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※ 2回まで支援延長可能(最大で令和9年度まで支援可能)

## 3 「元気な職場づくり応援事業」選定認定証交付式

(1) 実施日

令和7年8月1日(金)

(2) 内容

新たに選定された3事業所への認定証の交付

## 4 今後の予定及び方針

(1) 新規支援3事業所

担当の各保健センター等が、事業主や担当者と定期的な面談を行いながら、健康課題の改善に向けて従業員の身体面・精神面の支援を行っていく。

(2) 支援継続8事業所

毎年実施している「健康と仕事に関するアンケート」の調査結果や健診結果データ等を活用しながら、各事業所が主体的に健康経営に取り組めるよう支援を行っていく。令和5年度から支援中の5事業所については、支援最終年度となるため、これまでの取組や成果を別途報告する。

(3) これまでの成功事例

支援事業所や支援満了事業所の取り組みのうち、多くの事業所でも取り組めるような良い事例を区ホームページや健康経営講演会等で紹介し、健康経営に主体的に取り組む区内中小事業所の拡大に努めていく。

【主な成功事例】

業種	内容
運送業	定期健康診断結果での肥満者の割合が5ポイント低下
建設業	健康優良企業(銀の認定)*の認定取得
製造業	定期的なストレッチ(1日2回)実施習慣の定着

※ 健康優良企業(銀の認定)とは、健康保険組合連合会東京連合会が都内健康保険組合加入事業所の健康経営の取組資料を基に審査し認定する制度で、銀の認定では職場の健康づくりに取り組む環境を整えることを目的としている

令和7年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年7月30日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

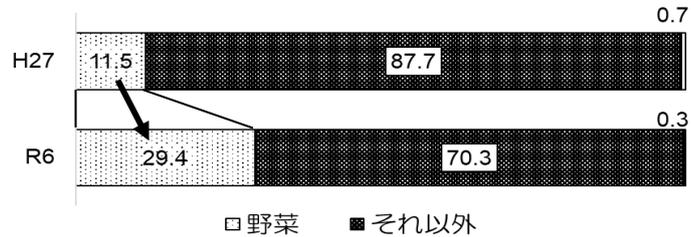
<p>件名</p>	<p><b>第2期第1回（令和6年度）「子どもの健康・生活実態調査」の実施結果（概要）について</b></p>																																							
<p>所管部課</p>	<p>衛生部こころとからだの健康づくり課 あだち未来創造室子どもの貧困対策・若年者支援課、教育指導部教育政策課、教育指導課、学校運営部学務課</p>																																							
<p>内容</p>	<p>平成27年度から令和5年度にかけて実施してきた「子どもの健康・生活実態調査」は、令和6年度から第2期としてスタートした。 令和6年10月に第2期第1回の調査を実施し、報告書【概要版】を作成したので、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 調査対象者・調査方法</b> 区立小学校に在籍する小学1年生の保護者を対象に、オンラインにより調査を実施。</p> <table border="1" data-bbox="464 1055 1374 1272"> <tr> <td>年度</td> <td>R6</td> <td>R7</td> <td></td> <td>R9</td> <td></td> <td>R11</td> <td></td> <td>R13</td> </tr> <tr> <td>調査学年</td> <td>小1</td> <td>小2</td> <td></td> <td>小4</td> <td></td> <td>小6</td> <td></td> <td>中2</td> </tr> <tr> <td>回答者</td> <td>保護者</td> <td>保護者</td> <td></td> <td>保護者 児童</td> <td></td> <td>保護者 児童</td> <td></td> <td>保護者 生徒</td> </tr> </table> <p><b>2 回答率等</b></p> <table border="1" data-bbox="464 1368 1442 1693"> <thead> <tr> <th>調査対象者数 a</th> <th>回答件数 b</th> <th>回答率 b/a(%)</th> <th>有効回答数 c</th> <th>有効回答率 (調査対象者数を分母としたもの) c/a(%)</th> <th>有効回答率 (回答件数を分母としたもの) c/b(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,581 (4,584)</td> <td>2,913 (3,632)</td> <td>63.6 (79.2)</td> <td>2,603 (3,460)</td> <td>56.8 (75.5)</td> <td>89.4 (95.3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ( ) 内は、紙の質問用紙を使用した令和5年度の実績値。 ※ 回答を促すリマインドメールを保護者あてに送信したものの、回答のオンライン化により回答率が低下した。調査を共同実施している東京科学大学とも相談しながら、次回以降の回答率改善に向け方を検討していく。</p> <p><b>3 「第2期第1回（令和6年度）報告書【概要版】」</b> 別紙のとおり。</p>	年度	R6	R7		R9		R11		R13	調査学年	小1	小2		小4		小6		中2	回答者	保護者	保護者		保護者 児童		保護者 児童		保護者 生徒	調査対象者数 a	回答件数 b	回答率 b/a(%)	有効回答数 c	有効回答率 (調査対象者数を分母としたもの) c/a(%)	有効回答率 (回答件数を分母としたもの) c/b(%)	4,581 (4,584)	2,913 (3,632)	63.6 (79.2)	2,603 (3,460)	56.8 (75.5)	89.4 (95.3)
年度	R6	R7		R9		R11		R13																																
調査学年	小1	小2		小4		小6		中2																																
回答者	保護者	保護者		保護者 児童		保護者 児童		保護者 生徒																																
調査対象者数 a	回答件数 b	回答率 b/a(%)	有効回答数 c	有効回答率 (調査対象者数を分母としたもの) c/a(%)	有効回答率 (回答件数を分母としたもの) c/b(%)																																			
4,581 (4,584)	2,913 (3,632)	63.6 (79.2)	2,603 (3,460)	56.8 (75.5)	89.4 (95.3)																																			

#### 4 主な調査結果（【概要版】より）

(1) 調査開始当初の平成27年度と令和6年度の「小学1年生」の比較

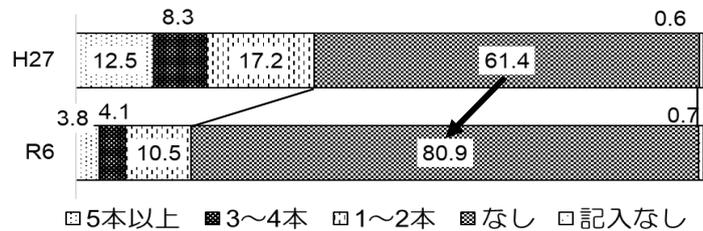
##### ア 食べる順番

食事を野菜から食べている（ベジ・ファースト）子どもの割合も調査当初から**17.9ポイント増加**し、約3割となっている。



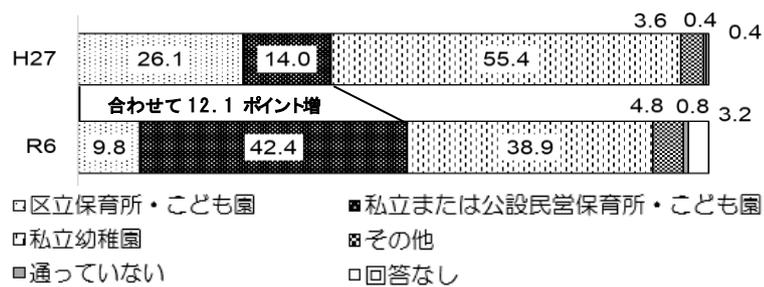
##### イ むし歯

調査当初と比べてむし歯のない子どもの割合は**19.5ポイント増加**し、令和6年度は80.9%となっている。



##### ウ 小学校入学前に通っていた施設

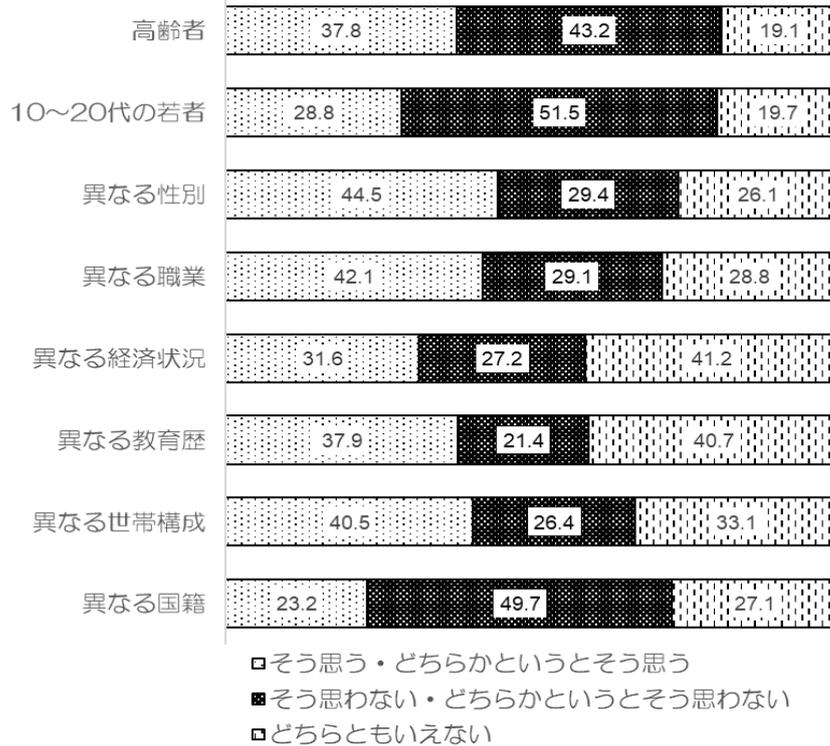
小学校前に通っていた施設は調査当初と比べると、保育所・こども園の割合が増加している。



(2) 保護者についての新規質問（普段の生活における交流の多様性）

保護者の仕事上も含めた普段の生活の中でどのような特徴を持つ人たちと交流があるかについて調査した。

〈保護者が普段の生活で交流することが多い人〉



この結果と他の項目をあわせて分析し、「保護者が6つ以上の特性の人々と交流がある場合に、子どものレジリエンスが高くなる可能性がある」ことが今年度の調査で見えてきている。

## 5 報告書（本編）について

引き続き集計結果分析を続け、より詳細な調査結果がまとめ次第、区ホームページにて公表する。

## 6 今後の方針・予定について

- (1) 新たに見えてきたことについて区内共有を図りながら、子どもたちのレジリエンス向上や、健康増進に効果が見込まれる支援策の更なる充実に繋げていく。
- (2) 今年度の調査は、令和7年10月に小学2年生を対象に実施予定（昨年度の小学1年生を継続調査）。

# 第2期 第1回 子どもの 健康・生活 実態調査



足立区と足立区教育委員会は、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に夢や希望が持てる地域社会の実現を目指しています。そのためには、できる限り正確に子どもの健康と生活の実態を把握することが重要と考え本調査を実施しており、昨年度に当初予定していた第1期の9年間の調査を終了しました。

今年度からは、これまでの調査結果を踏まえ実施してきた施策等の効果を確認するとともに、コロナ禍による生活スタイルの変化がもたらした児童・生徒の生活習慣、学習習慣への影響を明らかにし、より効果的な取り組みを実施するため、第2期調査をスタートいたしました。調査結果を踏まえて、今後も子どもたちの未来につながる施策を構築してまいります。

足立区長 近藤 やよい  
足立区教育委員会 教育長 中村 明慶

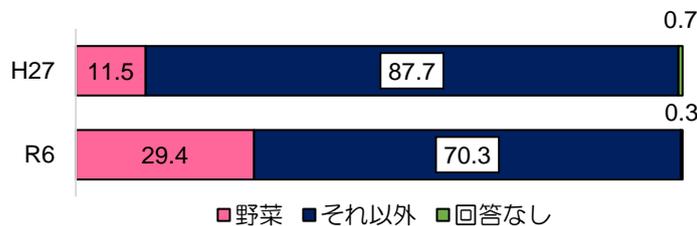
## 調査の概要

- ◇ 調査対象：区立の小学校に在籍する1年生の保護者 4,581名（67校）
- ◇ 調査時期：令和6年10月
- ◇ 実施方法：オンライン回答 区が学校を通じて調査案内（回答フォームへの二次元コード）を配付
- ◇ 回答状況：回答件数 2,913名（回収率63.6%） 有効回答 2,603名
- ◇ 有効回答率：89.4%（有効回答/回答件数） 56.8%（有効回答/調査対象）※ 回答者の約90%は子どもの母親

## 平成27年度と令和6年度の「小学1年生」を比較～こんなに大きく変わりました～

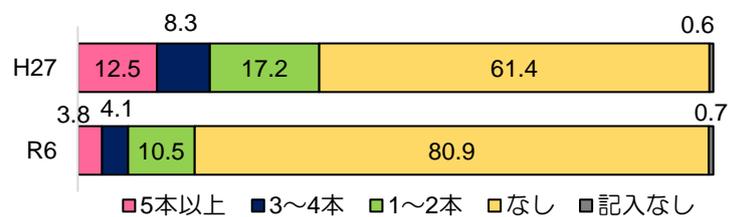
### 【野菜から食べる子どもは増加傾向】

食事を野菜から食べている（ベジ・ファースト）子どもの割合は29.4%で、調査当初より17.9ポイント増加しました。



### 【むし歯のない子どもの増加】

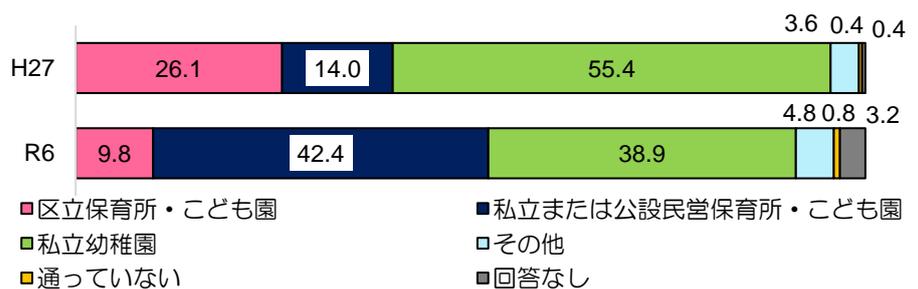
むし歯が1本もない子どもの割合は調査当初から比べると19.5ポイント増加し、現在は80%を超えています。



### 【小学校入学前に通っていた施設】

入学前に通っていた施設は調査当初と比べると保育所・こども園の割合が増加しています。

共働き家庭の増加に伴い保育ニーズが拡大してきた結果と言えます。



これまでの9年間で  
見えてきました

## 子どもの健康・レジリエンス(逆境を乗り越える力)にとって大切なこと

### 保護者に「困ったときに相談できる相手がいる」と子どもの健康リスクが軽減する

これまでの調査から、保護者が困ったときに相談できる相手がいると、子どもの健康面によい影響をあたえることが明らかになっています。保護者が地域と繋がり、子どもたちが地域活動に積極的に参加できるような環境づくりに取り組むことが重要です。詳しくは本概要版3ページをご覧ください。

### 子どもが望ましい生活習慣を身につけるとレジリエンスを育てる

また、5つの望ましい生活習慣（①一口目は野菜から食べる ②毎日朝ご飯を食べる ③決まった時間に寝る ④適度な運動を行う ⑤歯磨きを習慣化する）の定着は、子どもたちの自己肯定感や自己制御能力などレジリエンスの向上に大きく影響することも分かっています。

# 子どもの健康・生活の状況（調査項目の一部抜粋）

足立区立小学校に在籍する1年生の健康・生活の実態は以下のとおりです。

調査開始当初の平成27年度（一部は平成29年度）と令和6年度の結果を比較しています。

ここでは代表的な項目についてのみ記載しています。詳細は、足立区公式ホームページをご覧ください。

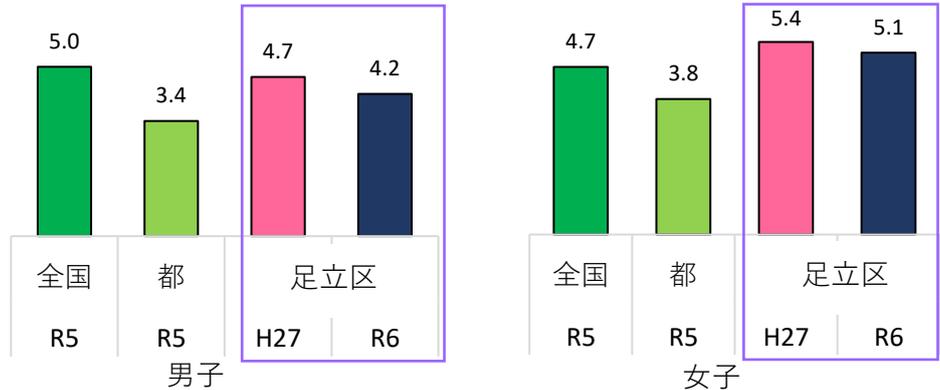
[足立区 子どもの健康調査](#) 🔍 検索  
(令和7年5月以降に掲載予定)

※ 各グラフは、令和6年度と過去の「小学1年生」を比較しています。数字は、パーセンテージです。

## 健康について

### 【肥満傾向】

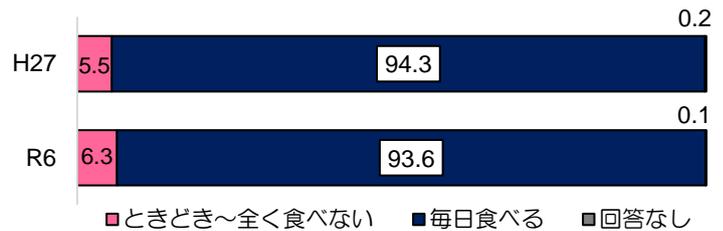
令和6年度は調査当初と比較すると、女子は0.3ポイント、男子も0.5ポイント肥満傾向が低くなりました。男子については全国と比較しても低くなっています。



## 食生活について

### 【朝食】

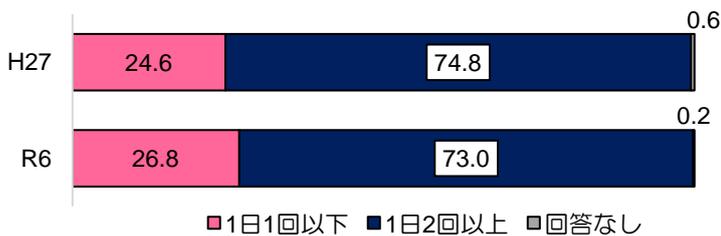
朝食を毎日食べている子どもの割合は93.6%で、調査当初から朝食を食べる子どもは高い割合を維持しています。



## 家庭生活について

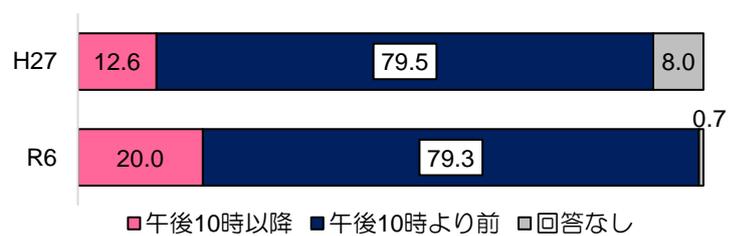
### 【歯みがき】

一日2回以上歯みがきをしている子どもは、調査当初から7割以上を維持しています。



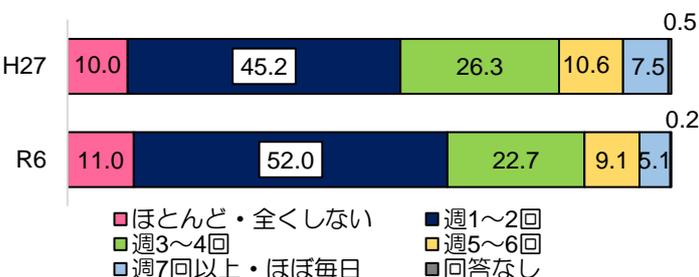
### 【平日の就寝時間】

調査当初と比較すると、午後10時以降に就寝している子どもが7.4ポイント増加しています。



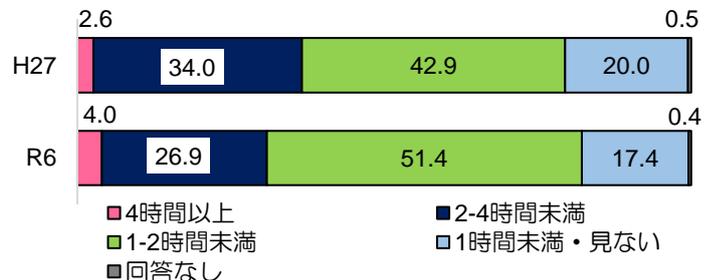
### 【運動】

1週間のうち、週3回以上運動する子どもは減少し、週1〜2回運動する子どもが増加しています。



### 【テレビ・動画】

テレビ・動画の一日の視聴時間は約51%の子どもが1-2時間ですが、4時間以上視聴している子どもの割合が1.4ポイント増加しています。



【保護者の相談相手の有無】

保護者に相談相手がいる割合は94%となっています。調査当初から相談相手がいる割合は90%を超えています。

また相談できる人数は1人～2人と回答した割合が約51%となっています。



ポイント

これまでの調査結果から、保護者が困ったときに相談できる相手がいる世帯は、子どもの健康面（予防接種の受診率や自己肯定感等）に良い影響を与えることが明らかとなっています。

参考

【子どもについての悩みや心配事を相談する相手の有無】

父 83.6% 母 94.2%

※対象者は小学生までの子どもを養育する世帯

(出典：令和4年度 東京都福祉保健基礎調査「東京の子供と家庭」)

NEW

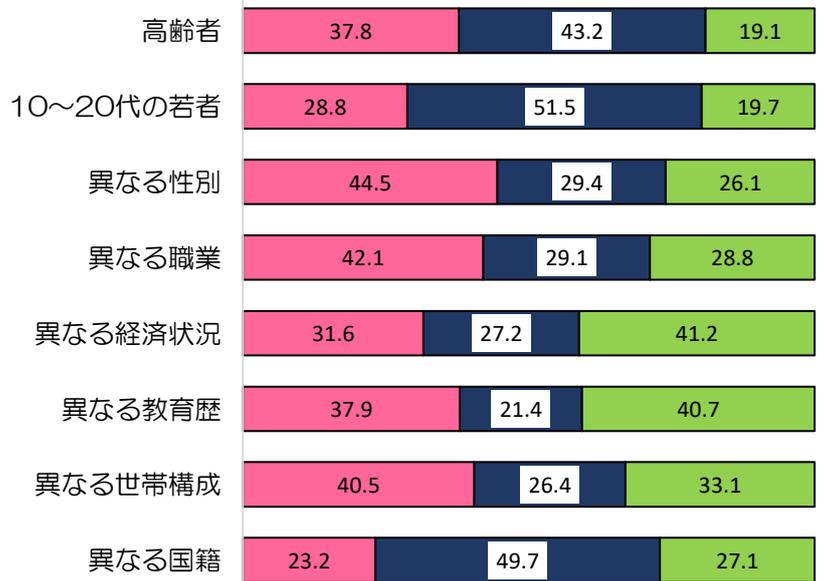
【普段の生活における交流の多様性】

保護者の仕事上も含めた普段の生活の中で、どのような特徴を持つ人たちと交流があるかについて調査しました。

交流の対象者は、左記の8つの特徴の人になります。

今回の調査の結果、「保護者が6つ以上の特性の人々と交流がある場合に、子どものレジリエンス（逆境を乗り越える力）が高くなる可能性がある」ことが見えてきました。

＜保護者が普段の生活で交流することが多い人＞



■ そう思う・どちらかというと思う  
 ■ そう思わない・どちらかというと思わない  
 ■ どちらともいえない

ソーシャルキャピタルの影響

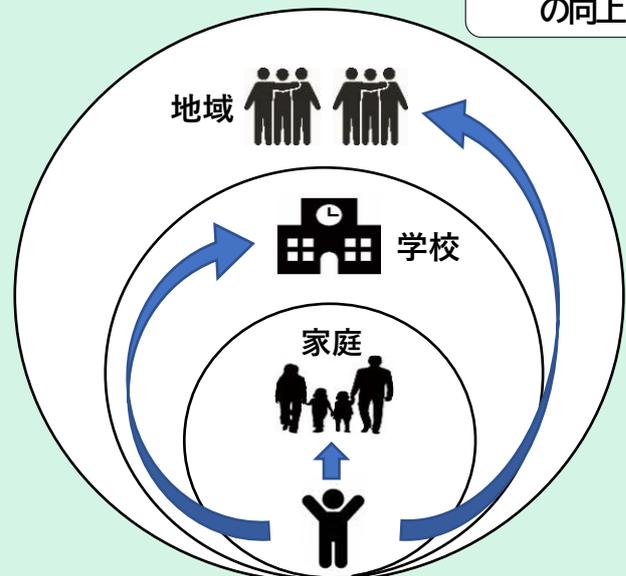
レジリエンスの向上

これまでの調査を通して、家族との関係や社会的つながりと、子どもたちの行動（問題行動または思いやりを示す行動）との関連について分析しました。

その結果、それぞれのソーシャルキャピタルが醸成されると、子どもたちのレジリエンスを高めることにつながっていくことが分かりました。

ソーシャルキャピタルとは

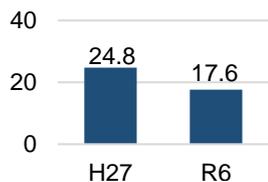
人と人との関係性や結びつきを資源として捉える考え方です。人々が信頼し合って助け合うことで問題が解決され、社会全体を安定させる力となります。



# 非生活困難世帯と生活困難世帯の比較

生活困難世帯の割合は7.2ポイント減少しました。

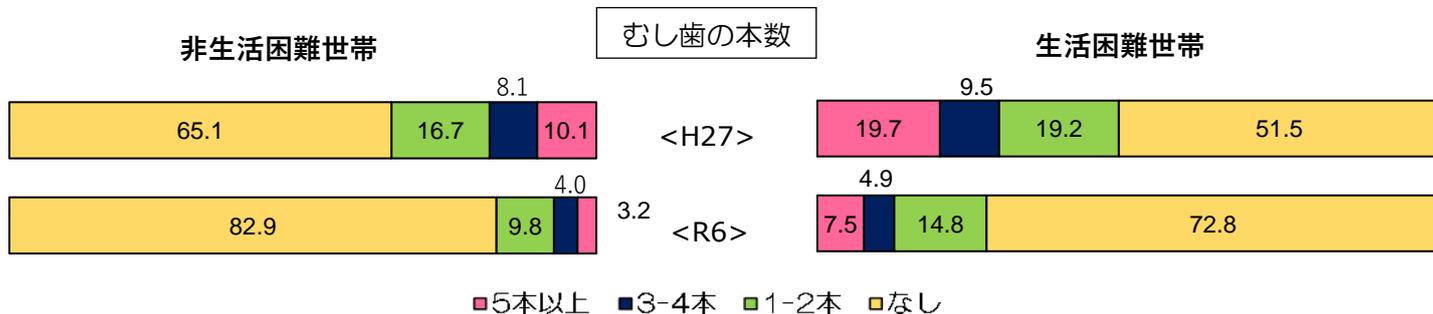
「生活困難」世帯の割合



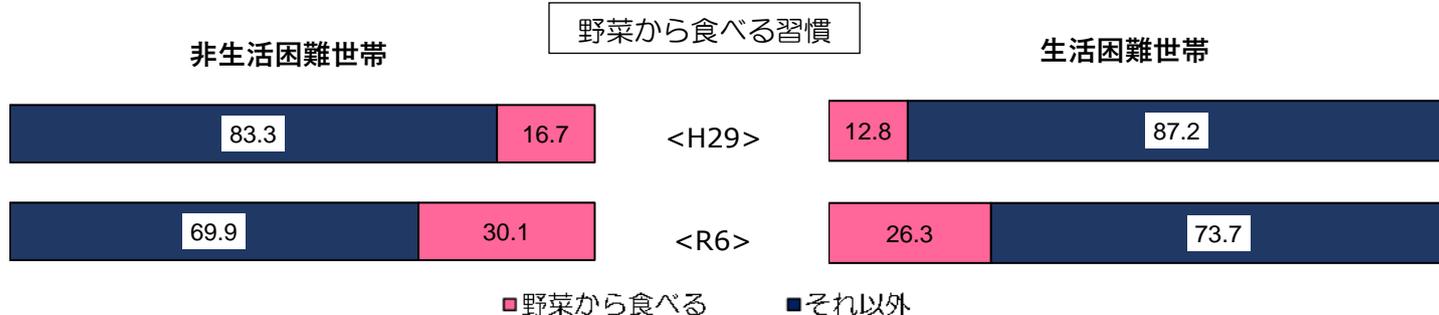
本調査では、子どもの貧困状態を経済的な困窮だけでなく、家庭環境全体で把握すべきと考えており、「生活困難」世帯について、以下のA・B・Cのいずれか一つでも該当する場合と定義しています。

- A 世帯年収300万円未満の世帯（年収は、2023年の状況）
- B 生活必需品の非所有世帯（子どもの生活において必要と思われる物品や急な出費に備えた5万円以上の貯金がないなど）
- C 水道・ガスなどのライフラインの支払い困難経験世帯

むし歯が1本もない子どもの割合は、調査当初と比べて非生活困難世帯では17.8ポイント、生活困難世帯では21.3ポイント増加しています。



食事を野菜から食べている（ベジ・ファースト）子どもの割合は、非生活困難世帯では約30%、生活困難世帯では約26%で調査当初と比べてそれぞれ約13ポイント増加しています。



## 窓口のご案内

子どものことや心身のこと等でお悩みの方は、下記の相談窓口をご利用ください。

● **子ども・子育てについて悩みがあるとき**

＜子ども支援センターげんき＞

- 子育てに関すること 03-3852-3535
- 発達に関すること 03-5681-0134
- 不登校に関すること 03-3852-2872

● **生活全般の悩み・困りごとがあるとき**

＜福祉まるごと相談課＞

- 足立区役所 別館1階 03-3880-5705
- すこやかプラザ あだち3階※ 03-5888-4571
- ※ 令和7年4月21日OPEN



◆ 詳しい調査結果は、足立区公式ホームページをご覧ください。

※ 令和6年度報告書本編は、令和7年5月以降に掲載予定です。

● **なんとなく心や体が不調なとき**

- 江北保健センター 03-3896-4011  
(「すこやかプラザ あだち」内に令和7年4月21日移転)
- 千住保健センター 03-3888-4278
- 竹の塚保健センター 03-3855-5093
- 中央本町地域・保健総合支援課 03-3880-5352
- 東部保健センター 03-3606-4171

● **どんな相談でも**

- ＜よりそいホットライン＞ 0120-279-338

● **パートナーからの暴力や嫌がらせ 性的指向及び性自認に関する悩み**

- ＜男女参画プラザ＞
- 女性DV・男性DV・LGBT
- 相談(予約制) 03-3880-5222



発行：足立区・足立区教育委員会（令和7年3月）  
 編集：足立区衛生部こころとからだの健康づくり課  
 国立大学法人東京科学大学 大学院医歯学総合研究科 公衆衛生学分野  
 問合せ：03-3880-5433（足立区衛生部こころとからだの健康づくり課）

## 令和7年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年7月30日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	令和6年足立区自殺者数の現状及び令和7年度自殺対策の主な取り組み方針について																
所管部課	衛生部 ころとからだの健康づくり課																
内容	<p>令和6年足立区自殺者数の現状及び令和7年度自殺対策（ころといのちの相談支援事業）の主な取り組み方針について報告する。</p> <p><b>1 令和6年足立区自殺者数の現状</b></p> <p>(1) 自殺者数（人口動態統計※1・R6年は暫定値） 【別紙1 図1、2参照】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>117人</td> <td>119人</td> <td>2人増加</td> </tr> <tr> <td>男性</td> <td>82人</td> <td>82人</td> <td>増減なし</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>35人</td> <td>37人</td> <td>2人増加</td> </tr> </tbody> </table> <p>自殺者が急増した平成10年からの区の減少率は38.3%減。 （参考）都：19.9%減、国：33.8%減。なお、都と国はまだ令和6年の数値が公表されていないため、平成10年と令和5年の比較。</p> <p>※1 人口動態統計 厚生労働省が作成。戸籍法により届け出られた自殺による死亡者数。</p> <p>(2) 年齢別自殺者数（人口動態統計・R6年は暫定値） 【別紙1 図3参照】 男性：50代が最も多く、令和5年と比較し増加した。 女性：令和5年と比較し、特に10代、60代で増加した。</p> <p>(3) 原因・動機別自殺者数（地域における自殺の基礎資料※2） 【別紙1 図4参照】 男性：「健康問題」「不詳」「経済・生活問題」の順に多い。 女性：「健康問題」「不詳」「家庭問題」の順に多い。</p>		令和5年	令和6年	増減	総数	117人	119人	2人増加	男性	82人	82人	増減なし	女性	35人	37人	2人増加
	令和5年	令和6年	増減														
総数	117人	119人	2人増加														
男性	82人	82人	増減なし														
女性	35人	37人	2人増加														

## ※2 地域における自殺の基礎資料

各都道府県警察において、遺体の死因を自殺と判断した場合に案件ごとに作成した自殺統計原票の情報をデータ化し、警察庁において取りまとめたものを、厚生労働省が「地域における自殺の基礎資料」として作成し公表。

### (4) 職業別自殺者数（地域における自殺の基礎資料）

【別紙1 図5参照】

男性：「有職者」「年金・雇用保険等生活者」「その他の無職者」の順に多い。

女性：「有職者」「年金・雇用保険等生活者」の順に多く、次いで「学生・生徒等」と「主婦」が同数であった。

## 2 令和6年度の主な取組み結果

### (1) 人材育成

ゲートキーパー研修

自殺のサインに気づき、適切な相談機関へつなげるゲートキーパー（いのちの門番）を育成する。

#### ア 初級研修 ―気づく―

自殺のサインに気づき、基本的な知識を学ぶ研修。

受講者数：234人 <前年度 412人>

※ 令和5年度は、初級研修の対象範囲を、一般区民・区窓口業務委託職員にまで拡大したことで、受講者数が一時的に増加したが、令和6年度はその分の落ち込みがあった。

初級研修延べ受講者数：約13,200人

※ 平成20年度から令和6年度まで（17年間）の受講者数

#### イ 中級研修 ―つながる―

サインに気づいたら、話をよく聞きつないでいくための傾聴研修。

受講者数：155人 <前年度 137人>

#### ウ 上級研修 ―いのちを守る―

複数の問題を抱え困っている方を、的確な窓口につなぐため、様々な分野の知識や支援を学ぶ研修。

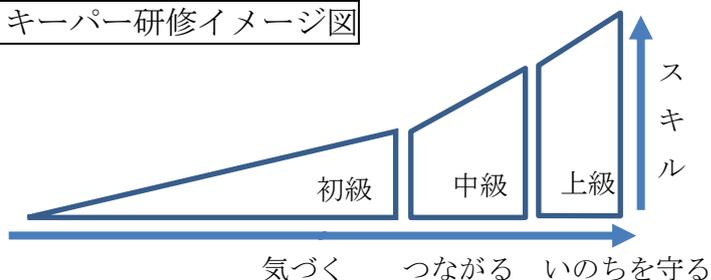
受講者数：68人 <前年度 67人>

## エ 教員向け研修

児童・生徒がSOSを出しやすい環境を整えるために、教育委員会と連携して実施。

受講者数：126人 <前年度230人>

ゲートキーパー研修イメージ図



## (2) 当事者に対する支援

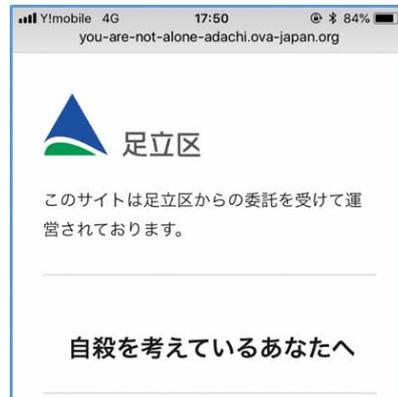
インターネット・ゲートキーパー事業

区内において自殺関連語句（設定約700語）をネット検索した者に対し、検索連動広告を表示しメール相談へつなぐ。

### <広告表示画面>



### <広告クリック後の画面>



広告表示回数：114,392回

<前年度 85,554回>

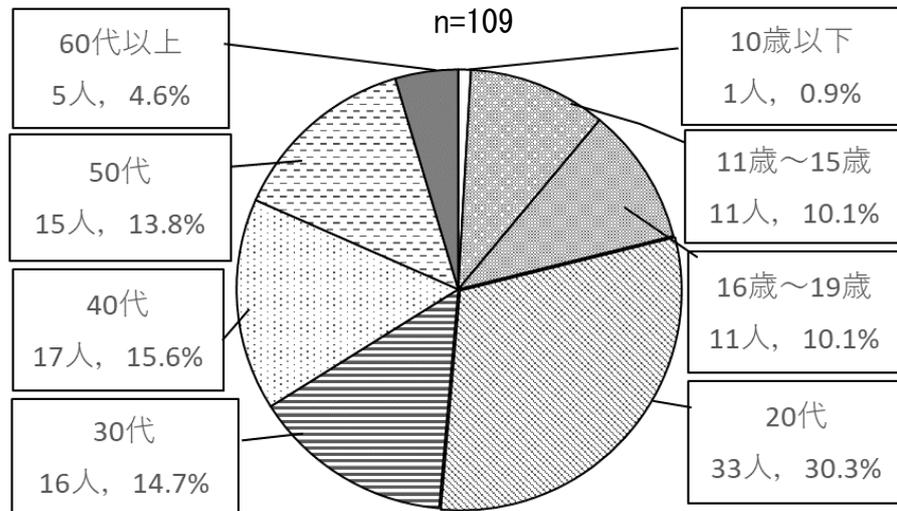
広告クリック数：10,529回

<前年度 6,625回>

新規相談者数：109人

<前年度 110人>

令和6年度 インターネット・ゲートキーパー新規相談者  
年齢別内訳



(3) 啓発・周知

児童・生徒向け特別授業

「SOSの出し方等教育～自分を大切にしよう～」

自分がかげがえのない大切な存在であることに気づくとともに、不安や悩みへの対処方法を理解し、現在起きている危機的状況、または今後起こり得る危機的状況に対応するためのSOS（援助希求行動）の出し方について学習する。

SOSの出し方等教育 実施状況

年度	小学校		中学校		小・中学校計	
	校数	人数	校数	人数	校数	人数
R4	29校	2,564人	11校	2,444人	40校	5,008人
R5	65校	6,227人	35校	8,140人	100校	14,367人
R6	67校	10,621人	35校	13,472人	102校	24,093人

※ これまで全区立小学校5年生から中学校3年生のうち、小学校で1回、中学校で1回実施としていたものを、令和6年度より、それぞれの学年で年1回実施としている。

(4) 関係機関等とのネットワークの強化

ア こころといのちの相談支援ネットワーク会議の開催

登録機関数：37機関 <前年度37機関>

主な登録機関：三師会、医療機関、支援団体、弁護士会、官公署等

## イ つなぐシート【別紙2参照】

窓口等で複数の悩みのある方に気づいた場合、次の窓口へ確実に紹介するための「紹介状」。相談内容を記録したシートを、本人の同意を得た上で関連所管・機関と共有することで、支援の引継ぎを正確かつ効果的に行い、相談者の説明の負担を軽減させる。

つないだ件数：1, 283件 <前年度890件>

### 3 令和7年度の主な取組み方針

区の自殺者数において、20歳未満における増加傾向が見られ始めた。また、依然として区の中老年男性の自殺死亡率が高い状況にある。

令和7年度は、重点対象を以下に定め、引き続き関係部署・機関等と連携し、支援事業を実施していく。

#### (1) 児童・生徒

ア 児童・生徒に配付しているタブレット端末の活用 **新規**

##### (ア) SOSフィルター

タブレット端末にインストールする無償の機能。

児童・生徒が「死にたい」等の自殺関連用語など深刻な悩みに関する語句（約5,000個設定されている）を検索した際、悩みに合った相談窓口やセルフケアの方法をまとめたポップアップを表示。

※ 令和7年3月14日から運用を開始。

(イ) SOSフィルターの他にも、タブレット端末を活用した有効な機能の導入について検討していく。

イ 自殺リスクが高い児童・生徒への対応（ベッド確保事業） **新規**

令和7年4月1日より、児童・生徒の自殺未遂や自傷行為等への対応として、区が精神科医療機関に空床（ベッド）を確保し、精神科専門医が入院が必要と判断した場合にいつでも入院できる事業を開始した。その円滑な運用を図っていく。

ウ 「SOSの出し方等教育」の実施

令和6年度に引続き、小学校5年生から中学校3年生を対象に、それぞれの学年で年1回実施できるよう、教育委員会と連携していく。

また、区内高等学校については、コロナ禍を経て実施校数が減ってしまっているが、直接学校長や養護教諭等に働き掛け、実施校数を増やしていく。

エ 職層に応じた（初任者・中堅教諭・副校長）教員向けゲートキーパー研修の実施

(2) 中高年者

ア ゲートキーパー研修における一般区民の参加者数の増加

イ 出張ゲートキーパー研修の実施

例) 青色申告会など

ウ フードパントリー等へ出張相談

エ 相談窓口一覧カードの配布先の拡大

例) 青色申告会の会員宛ての定期便の利用など

(3) 区医師会等と連携した医療機関向け自殺未遂者支援研修の実施

医療機関と連携し、自殺未遂で搬送されるなどして入院した患者について、必要に応じて精神科医療を適切に受けられる体制づくりのための研修を実施する。

# 【 足立区自殺者の現状 】

別紙1

図1 足立区自殺者数の推移【H10-R6】（人口動態統計・R6年は暫定値）

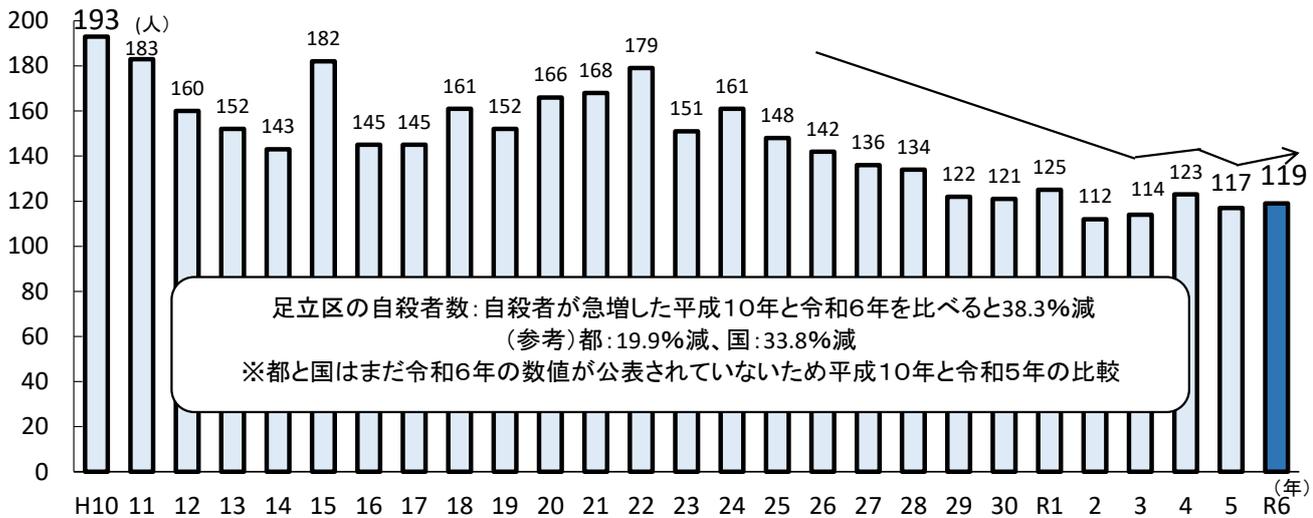


図2 足立区男女別自殺者の推移【H29-R6】（人口動態統計・R6年は暫定値）

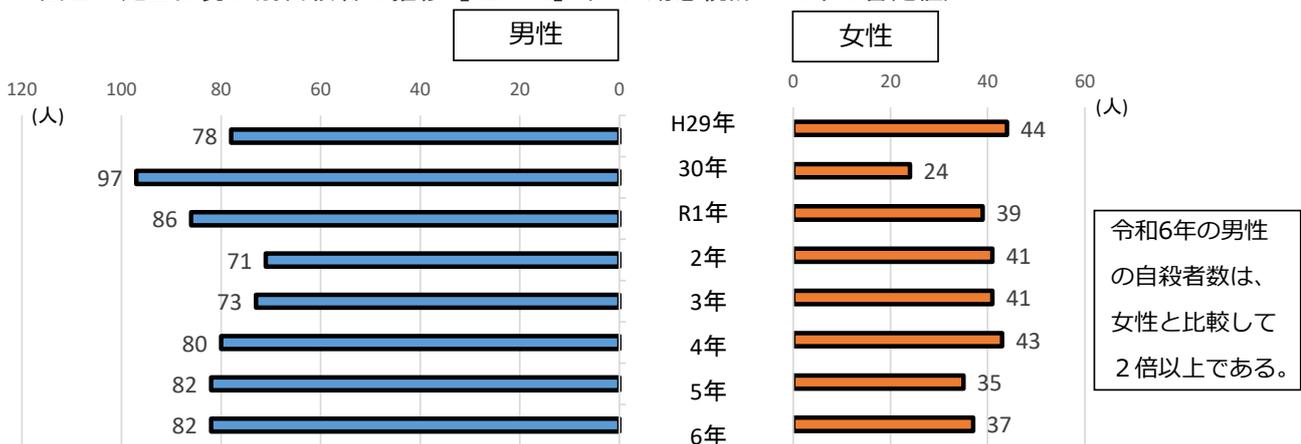


図3 足立区男女別・年齢別自殺者の推移【R4-R6】（人口動態統計・R6年は暫定値）

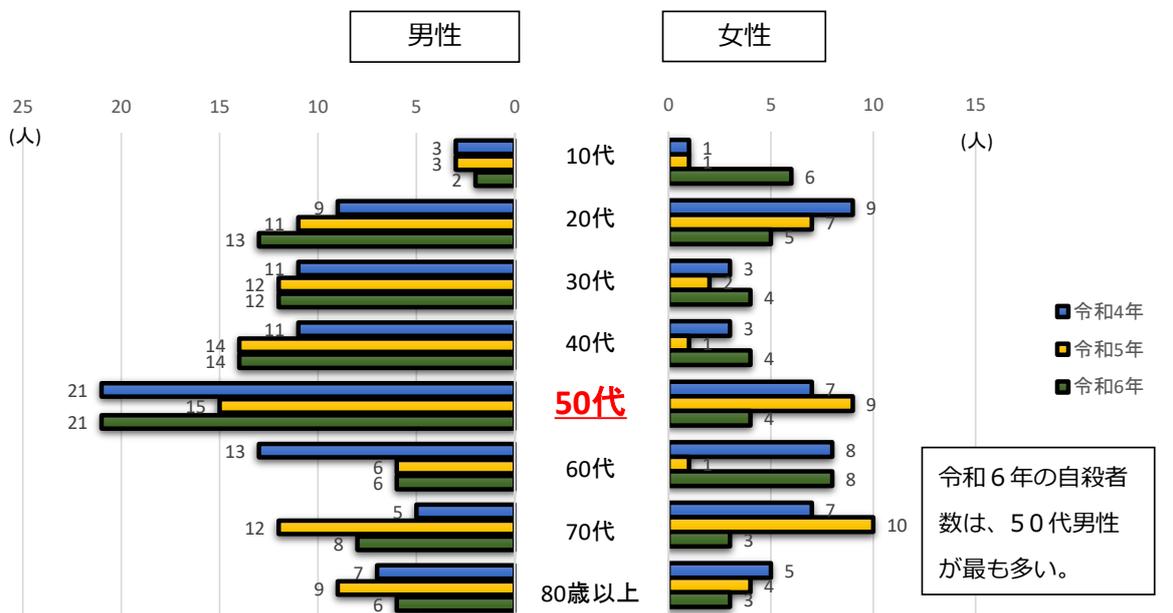


図4 足立区原因・動機別自殺者数の男女比較【R4-R6】（地域における自殺の基礎資料）

別紙1

家族の証言等から自殺の原因・動機と考えられるものについて、自殺者1人につき4つまで計上可能。

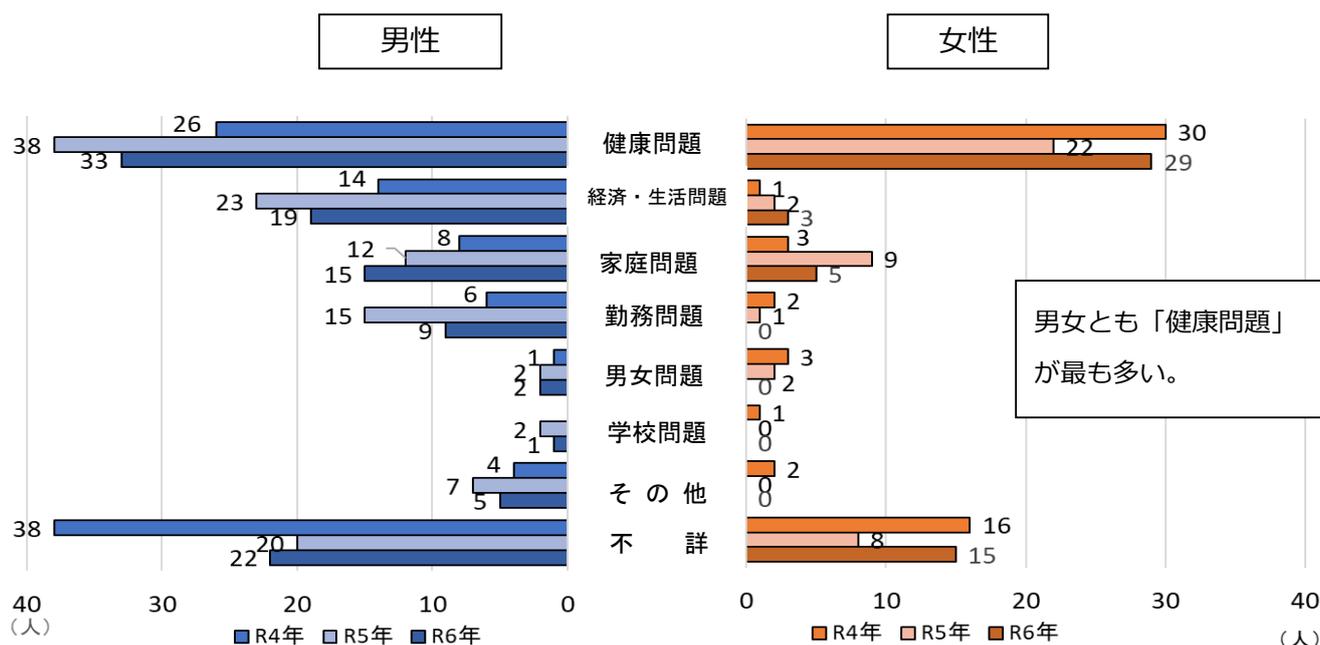
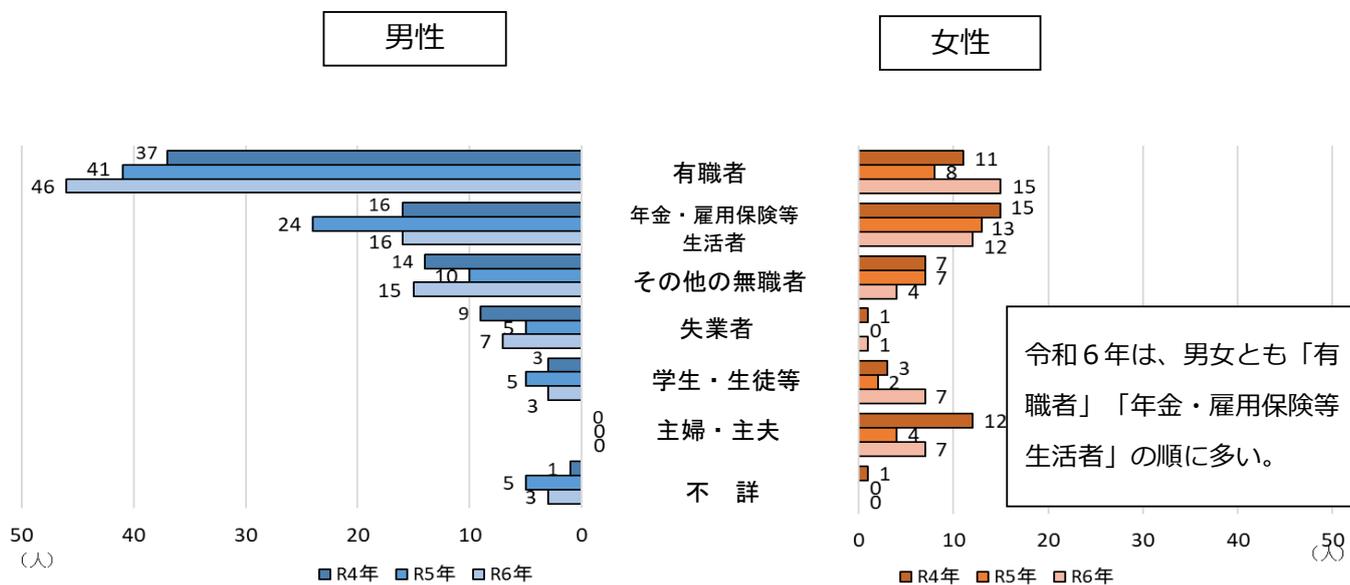
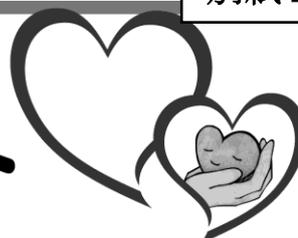


図5 足立区職業別自殺者数の男女比較【R4-R6】（地域における自殺の基礎資料）



～あなたの悩みを安心へ～

## 「つなぐ」シート



相談申込・受付票

ID		※初回 相談受付日	令和 年 月 日	受付者	
----	--	--------------	----------	-----	--

## ■基本情報 ※太枠欄は必ずご記入ください。

相談支援の検討・実施等にあたり、私の相談内容を必要となる関係機関(者)と情報共有し、保管・集約することに同意します。

署名欄					
ふりがな			性別	□男性 □女性 □その他	
氏名			生年月日	□大正 □昭和 □平成 年 月 日 ( 歳)	
住所	〒 -				
電話	自宅			携帯	
来談者 注) ご本人 以外の場合 に記入してく ださい。	氏名			ご本人と の関係	□家族(本人との続柄: ) □その他( )
	住所				
	電話 (自宅)			電話 (携帯)	

## ■ご相談の内容(お困りのこと)

※ご相談されたい内容に○をおつけください。ご相談されたいことが複数の場合は、全て○をし、一番お困りのことには◎をおつけください。

仕事探し、就職について	収入・生活費のこと	仕事上の不安やトラブル
家賃やローンの支払いのこと	税金や公共料金等の支払いについて	債務について
資金の貸付について	住まいについて	病気や健康に関すること
こころの問題に関すること	食べるものがない	家計全般に関すること
介護に関すること	子育てに関すること	ひきこもり・不登校
家族関係・人間関係	地域との関係について	DV・虐待について
その他( )		

※ご相談されたいことを具体的に書いてください。ご支援にあたっての希望もあればお書きください。

--

(初回相談受付部署)

相談内容・概要	相談受付日 月 日 ( ) 部署名	担当者
	※初回部署は記入不要	
	相談済の部署 <input type="checkbox"/> 仕事 ( ) <input type="checkbox"/> 多重債務 ( ) <input type="checkbox"/> 健康・生活 ( ) <input type="checkbox"/> 介護 ( ) <input type="checkbox"/> 子育て ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
<今回の対応>		
当課の継続相談 有・無		



※他の部署への相談が必要な場合のみ次頁へ

相談が必要と 思われる部署	<input type="checkbox"/> 仕事 ( )	<input type="checkbox"/> 多重債務 ( )	<input type="checkbox"/> 健康・生活 ( )
	<input type="checkbox"/> 介護 ( )	<input type="checkbox"/> 子育て ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )



紹介先①	予約日時		同行 有・無
	課	係 担当者	館 階
	名称	担当者	
	住所	電話番号	

相談内容概要	相談受付日 月 日 ( ) 部署名	担当者
	相談済の部署 <input type="checkbox"/> 仕事 ( ) <input type="checkbox"/> 多重債務 ( ) <input type="checkbox"/> 生活 ( )	
	<input type="checkbox"/> 介護 ( ) <input type="checkbox"/> 子育て ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	<今回の対応> 当課の継続相談 有・無	

(福祉まるごと相談課回付日 年 月 日)



相談が必要と 思われる部署	<input type="checkbox"/> 仕事 ( )	<input type="checkbox"/> 多重債務 ( )	<input type="checkbox"/> 健康・生活 ( )
	<input type="checkbox"/> 介護 ( )	<input type="checkbox"/> 子育て ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )



紹介先②	予約日時		同行 有・無
	課	係 担当者	館 階
	名称	担当者	
	住所	電話番号	

相談内容概要	相談受付日 月 日 ( ) 部署名	担当者
	相談済の部署 <input type="checkbox"/> 仕事 ( ) <input type="checkbox"/> 多重債務 ( ) <input type="checkbox"/> 生活 ( )	
	<input type="checkbox"/> 介護 ( ) <input type="checkbox"/> 子育て ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	<今回の対応> 当課の継続相談 有・無	

(福祉まるごと相談課回付日 年 月 日)

相談が必要と 思われる部署	<input type="checkbox"/> 仕事 ( )	<input type="checkbox"/> 多重債務 ( )	<input type="checkbox"/> 健康・生活 ( )
	<input type="checkbox"/> 介護 ( )	<input type="checkbox"/> 子育て ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )



紹介先 ③	予約日時		同行 有・無
	課	係 担当者	館 階
	名称	担当者	
	住所	電話番号	

相談内容概要	相談受付日 月 日 ( ) 部署名	担当者
	相談済の部署	<input type="checkbox"/> 仕事 ( ) <input type="checkbox"/> 多重債務 ( ) <input type="checkbox"/> 生活 ( )
		<input type="checkbox"/> 介護 ( ) <input type="checkbox"/> 子育て ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	<今回の対応>	
	当課の継続相談 有・無	

(福祉まるごと相談課回付日 年 月 日)



相談が必要と 思われる部署	<input type="checkbox"/> 仕事 ( )	<input type="checkbox"/> 多重債務 ( )	<input type="checkbox"/> 健康・生活 ( )
	<input type="checkbox"/> 介護 ( )	<input type="checkbox"/> 子育て ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )



紹介先 ④	予約日時		同行 有・無
	課	係 担当者	館 階
	名称	担当者	
	住所	電話番号	

相談内容概要	相談受付日 月 日 ( ) 部署名	担当者
	相談済の部署	<input type="checkbox"/> 仕事 ( ) <input type="checkbox"/> 多重債務 ( ) <input type="checkbox"/> 健康・生活 ( )
		<input type="checkbox"/> 介護 ( ) <input type="checkbox"/> 子育て ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	<今回の対応>	
	当課の継続相談 有・無	

(福祉まるごと相談課回付日 年 月 日)

令和7年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年7月30日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	令和7年度 予防接種費用の助成事業について										
所管部課	衛生部 保健予防課										
内容	<p>以下2種類の予防接種費用の助成が決まりました。</p> <p><b>1 小児インフルエンザ <b>拡充</b></b></p> <p>助成額の増額に加え、経鼻ワクチンを助成対象に追加します。</p> <p>(1) 実施期間 令和7年10月1日から令和8年1月31日まで</p> <p>(2) 対象者 生後6か月から高校3年生相当</p> <p>(3) 助成回数</p> <p>ア 皮下注射 生後6か月から12歳まで 2回 13歳から高校3年生相当まで 1回</p> <p>イ 経鼻ワクチン 2歳から高校3年生相当まで 1回</p> <p>(4) 助成額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>皮下注射</td> <td>2,000円/回</td> <td>3,000円/回</td> </tr> <tr> <td>経鼻ワクチン</td> <td>対象外</td> <td>6,000円/回</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 新型コロナウイルスワクチン <b>継続</b></b></p> <p>令和6年度に続き、7年度も自己負担無しでの接種を実施します。</p> <p>(1) 実施期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>(2) 対象者</p> <p>ア 65歳以上の高齢者 イ 60歳から64歳で一定の基礎疾患を有する方 ウ 年度内に定期接種の対象年齢となる方</p> <p>(3) 実施場所 東京23区内の指定医療機関であれば接種可 ※65歳到達前の任意接種の場合は区内の医療機関でのみ可</p> <p>(4) 接種費用 15,591円</p>			令和6年度	令和7年度	皮下注射	2,000円/回	3,000円/回	経鼻ワクチン	対象外	6,000円/回
	令和6年度	令和7年度									
皮下注射	2,000円/回	3,000円/回									
経鼻ワクチン	対象外	6,000円/回									

	<p>(5) 助成回数及び助成金額 1人1回まで(無料化相当額を助成)</p>
--	---

令和 7 年度 第 1 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 7 年 7 月 3 0 日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

<p>件名</p>	<p>千住庁舎大規模改修中の千住保健センター仮移転スケジュール等について</p>																	
<p>所管部課</p>	<p>衛生部 足立保健所 千住保健センター、衛生管理課</p>																	
<p>内容</p>	<p>千住庁舎の大規模改修期間中（令和 8～9 年度予定）に、千住仲町暫定駐車場に建設される仮設（プレハブ）を賃借し、千住保健センターを仮移転することについて、以下のとおり報告いたします。</p> <p><b>1 千住庁舎大規模改修中の各所管の予定</b></p> <p>令和 6 年で築 25 年をむかえた千住庁舎は、令和 8 から 9 年度に大規模改修を予定しており、その際「居ながら改修」として庁舎に残る所管と、仮移転をする所管等があります。</p> <table border="1" data-bbox="443 1008 1436 1579"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 7 年度</th> <th>令和 8～9 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3・4 階</td> <td>千住保健センター</td> <td>仮設へ移転</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 階</td> <td>権利擁護センターあだち</td> <td>権利擁護センターあだち →千住庁舎(居ながら工事)</td> </tr> <tr> <td>子育てサロン千住</td> <td>子育てサロン千住 →休業</td> </tr> <tr> <td>会議室(主に千住地域町会貸出)</td> <td>会議室(主に千住地域町会貸出) →千住庁舎(居ながら工事)</td> </tr> <tr> <td>1 階</td> <td>千住福祉課 障がい援護課千住援護係</td> <td>千住福祉課 障がい援護課千住援護係 →千住庁舎(居ながら工事)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 千住保健センター仮移転先案内図</b></p> 			令和 7 年度	令和 8～9 年度	3・4 階	千住保健センター	仮設へ移転	2 階	権利擁護センターあだち	権利擁護センターあだち →千住庁舎(居ながら工事)	子育てサロン千住	子育てサロン千住 →休業	会議室(主に千住地域町会貸出)	会議室(主に千住地域町会貸出) →千住庁舎(居ながら工事)	1 階	千住福祉課 障がい援護課千住援護係	千住福祉課 障がい援護課千住援護係 →千住庁舎(居ながら工事)
	令和 7 年度	令和 8～9 年度																
3・4 階	千住保健センター	仮設へ移転																
2 階	権利擁護センターあだち	権利擁護センターあだち →千住庁舎(居ながら工事)																
	子育てサロン千住	子育てサロン千住 →休業																
	会議室(主に千住地域町会貸出)	会議室(主に千住地域町会貸出) →千住庁舎(居ながら工事)																
1 階	千住福祉課 障がい援護課千住援護係	千住福祉課 障がい援護課千住援護係 →千住庁舎(居ながら工事)																

### 3 千住保健センターの仮移転について

(1) 仮移転先プレハブ賃借事業者

郡リース株式会社

東京都港区西麻布3-20-16 西麻布アネックスビル

(2) 仮移転スケジュール

ア 近隣住民への工事説明会

日時 令和7年7月2日(水) 午後6時から8時

場所 千住庁舎2階 202・203会議室

内容 プレハブ建設工事内容、期間及び移転スケジュール等

周知 該当地域の方に事業者よりお知らせのチラシを配付

イ プレハブ建設工事期間

令和7年9月8日(月)～令和8年3月15日(日)

ウ 仮移転先での業務開始日

令和8年3月23日(月)

※ 令和8年3月20日(金)が祝日となるため、現在の千住保健センターでの最終業務は令和8年3月19日(木)までとし、切れ目なく事業を継続していく予定です。

### 4 担当

千住保健センター 庶務係

電話 3888-4279

## 令和 7 年度 第 1 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 7 年 7 月 3 0 日

&lt;審議事項・報告事項・情報連絡事項&gt;

件名	乳幼児を対象にした夏の遊び場確保事業の試験実施について
所管部課	子ども家庭部 子ども政策課
内容	<p>乳幼児を対象にした夏の室内遊び場の確保対策として、以下の事業を試験的に実施する。</p> <p><b>1 事業名</b> 「夏の遊び場 in 足立区役所」</p> <p><b>2 目的</b> (1) 猛暑により外で遊ぶことができない場合でも、子どもたちが室内で安全に遊べる場所を提供する。 (2) 家庭でもできる運動遊びを通じ、親子の触れ合いにつなげる。 (3) 子育て相談により、子育ての不安や悩みの解消につなげる。</p> <p><b>3 日時</b> 令和 7 年 8 月 1 6 日 (土)、1 7 日 (日) 午前 1 0 時～午後 3 時</p> <p><b>4 会場</b> 庁舎ホール</p> <p><b>5 対象</b> 乳幼児とその保護者</p> <p><b>6 主な内容 (予定)</b> (1) ボールプールの設置 (2) 紙飛行機やボールを使った、家庭でも実践できる運動遊び (3) 図書館による絵本の出張展示・貸出 (4) 保育コンサルジュや保育士による子育て相談</p> <p><b>7 主なPR方法</b> (1) あだち広報 7 月 2 5 日号、区HP、区公式 SNS、コドモン (2) 保育施設や保健センター、子育てサロンなどへのチラシ配布</p>

令和7年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年7月30日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

<p>件名</p>	<p><b>令和6年度私立認可保育所、私立幼稚園・認定こども園及び認可外保育施設に対する指導検査の実施結果について</b></p>																																						
<p>所管部課</p>	<p>子ども家庭部 子ども施設指導・支援課 私立保育園課、幼稚園・地域保育課</p>																																						
<p>内容</p>	<p><b>1 検査の概要</b></p> <table border="1" data-bbox="464 667 1449 1214"> <thead> <tr> <th></th> <th>私立認可保育所</th> <th>私立幼稚園・認定こども園</th> <th>認可外保育施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施期間</td> <td>8月26日～1月30日</td> <td>11月12日～11月22日</td> <td>10月16日～10月23日</td> </tr> <tr> <td>実施対象数 (全対象数)</td> <td>58施設 (113施設)</td> <td>8園 (21園)</td> <td>2施設 (4施設)</td> </tr> <tr> <td>文書指摘件数 (5月31日現在改善件数)</td> <td>22件 (21件)</td> <td>5件 (5件)</td> <td>0件 (0件)</td> </tr> <tr> <td>口頭指導件数 (5月31日現在改善件数)</td> <td>67件 (61件)</td> <td>11件 (2件)</td> <td>0件 (0件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 文書指摘は根拠法等に違反する事項に適用                  ※ 口頭指導は根拠法以外の法令等に違反する事項に適用                  ※ 文書指摘は私立認可保育所、私立幼稚園・認定こども園は指導検査結果通知到達後30日、認可外保育施設は60日以内に改善報告書で確認し、口頭指導は巡回訪問等により、通知到達後概ね30日以内に確認を行う。</p> <p><b>2 文書指摘・口頭指導延べ件数の前年度比較</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="464 1637 831 1989"> <p>私立認可保育所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書指摘</td> <td>15</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>口頭指導</td> <td>65</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="938 1637 1289 1989"> <p>私立幼稚園・認定こども園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書指摘</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>口頭指導</td> <td>7</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p>※ 認可外保育施設は昨年度、今年度とも文書指摘なし。</p>		私立認可保育所	私立幼稚園・認定こども園	認可外保育施設	実施期間	8月26日～1月30日	11月12日～11月22日	10月16日～10月23日	実施対象数 (全対象数)	58施設 (113施設)	8園 (21園)	2施設 (4施設)	文書指摘件数 (5月31日現在改善件数)	22件 (21件)	5件 (5件)	0件 (0件)	口頭指導件数 (5月31日現在改善件数)	67件 (61件)	11件 (2件)	0件 (0件)	項目	令和5年度	令和6年度	文書指摘	15	22	口頭指導	65	67	項目	令和5年度	令和6年度	文書指摘	2	5	口頭指導	7	11
	私立認可保育所	私立幼稚園・認定こども園	認可外保育施設																																				
実施期間	8月26日～1月30日	11月12日～11月22日	10月16日～10月23日																																				
実施対象数 (全対象数)	58施設 (113施設)	8園 (21園)	2施設 (4施設)																																				
文書指摘件数 (5月31日現在改善件数)	22件 (21件)	5件 (5件)	0件 (0件)																																				
口頭指導件数 (5月31日現在改善件数)	67件 (61件)	11件 (2件)	0件 (0件)																																				
項目	令和5年度	令和6年度																																					
文書指摘	15	22																																					
口頭指導	65	67																																					
項目	令和5年度	令和6年度																																					
文書指摘	2	5																																					
口頭指導	7	11																																					

**3 検査結果（文書指摘及び口頭指導の内容）と改善への対応**  
（詳細は別紙参照）

**4 検査結果の分析と今後の対応**

（1）私立認可保育所については、前年度より文書指摘が7件、口頭指導が2件増加した。

[要因]

園長会や個別確認等を通じた周知徹底により件数が減少した項目もあったが、園で発生した事故の所管への報告もれの件数が増えるなどしたため。

[対応]

- ① 私立園長会にて指導検査結果を共有し、改善方法を周知徹底した。
- ② 巡回訪問時の機会を捉え改善状況を確認し、指導・支援の強化を図る。

（2）私立幼稚園・認定こども園については、前年度より文書指摘が3件、口頭指導が4件増加した。

[要因]

今年度は新たに検査対象となった園が多く、評価基準に達しない園があったため。

[対応]

- ① 検査結果及び改善方法をまとめた資料を作成し、訪問機会等を利用し説明することで改善方法の周知徹底を図る。
- ② 巡回訪問時の機会を捉え改善状況を確認し、指導・支援の強化を図る。

検査結果と改善への対応

別紙

	文書指摘		口頭指導（主な項目）	
	具体的内容	指導内容	具体的内容	指導内容
私立 認可保育所	①区所管課が事故報告対象と通知した内容について十分な認識がされておらず、ヒアリハットの案件として園内処理を行い、区への報告がされていなかった。12件（6件）	①事故対応マニュアルに「区への報告」を追記、事故報告に関する区通知を職員へ周知徹底した上で、事故発生の際は施設所管課へ速やかに報告し、事故報告書を送付するよう指導した。	①1歳未満の乳児や新入園児について、仰向け寝の徹底が記録から確認できなかった。 23件（10件）	①国や都のガイドライン等に基づき作成した区の通知を示し、仰向けに寝かせるように施設全体で取り組むことを指導した。
	②子どもに対して声を荒げて注意したり、食事終了前に午睡のため部屋の照明を落とすなど、子どもの気持ちへの配慮に欠けた保育が行われていた。 5件（1件）	②子どもの人権について園内で学ぶ機会を設けることを含め、再発防止に向け、運営本部と施設とで組織的に取り組み、その結果をまとめた資料の提出を指導した。	②園から施設所管課へ提出された職員名簿について、一部が不正確なため施設所管課へ疑義の照会を行った。 11件（14件）	②施設所管課の指示に従い適切に処理するよう指導した。
	③プール活動や水を溜める遊びを行う場合は専任の監視員を配置するなど適切な監視体制を整える必要があるが、その体制が構築されていなかった。 2件（1件）	③水を溜める遊びでは専任の監視者を立てることをマニュアルに追記し、全職員への周知徹底を指導した。	③保育の質の向上のため、運営面や保育内容等について職員が評価・反省を行い、改善点を示す「施設の自己評価」を実施していたが、保護者に公表していなかった。 7件（4件）	③公表が必要であることを改めて説明した上で、園内に掲示する、各家庭へ配付するなど公表の仕方を具体的に指導した。
	④検査時において1歳未満の乳児及び新入園児について午睡時の仰向け寝が徹底されていなかった。 1件（1件）	④国や都のガイドライン等に基づき作成した区の通知を示し、仰向けに寝かせるように施設全体で取り組むことを指導した。	④指針（マニュアル）の一部について職員間で内容が共有がされていなかった。 3件（4件）	④マニュアルを早急に作成し提出すること、マニュアルを全職員に周知徹底し内容の共有を図ることを指導した。
	⑤園長が失念し、施設の自己評価を実施していなかった。 1件（1件）	⑤保育所保育指針に基づき、毎年施設の自己評価を実施及び公表することを指導した。		
	⑥保育所から法人本部等への貸付は年度内に補填する必要があるが、令和5年度決算の時点で法人本部への貸付金を補填していなかった。 1件（0件）	⑥貸付金の解消の方針を定める等、是正を図るよう指導した。		
私立幼稚園・ 認定こども園	①事故の発生を防止する委員会が園内に設置されておらず、事故発生を防止するための教職員に対する研修も定期的に実施されていなかった。 2件（1件）	①委員会を設置すること、委員会を定期的に開催すること、他施設で発生した事例を検討するなどの研修を定期的に実施することを指導した上で、委員会及び研修の開催について資料の提出を指示した。	①子どもの人権を擁護し、虐待を防止するための職員に対する研修が実施されていなかった。 3件（0件）	①子どもの人権擁護や虐待防止をテーマにした外部の研修を受講したり、職員会議等で取り上げ問題点を議論するなど、教職員の意識向上を図るよう指導した。
	②運営規程の概要等を規定した重要事項が来園者等が見やすい場所に掲示されていなかった。 1件（1件）	②園内の見やすい場所へ重要事項を掲示するよう指導した。	②子どもの心身の状況や環境等を記録する幼稚園幼児指導要録が年長児以外作成されていなかった。 1件（1件）	②育ちの記録として年長児以外も作成するよう指導した。
	③園で提供された教育・保育について、提供した日、内容等、必要な事項の記録（保育日誌）が作成されていなかった 1件（0件）	③教育・保育の提供日、子どもの出欠数などと合わせて、子どもの具体的な活動の様子を記録し園長が確認の上、確認印を押し保管するよう指導した。	③証憑書類と帳簿の金額が相違していた。 1件（0件）	③今後に向けて現金出納簿を作成し、現金の移動を把握するよう指導した。
	④小学校や他の教育・保育機関へ子どもの情報を提供する際に必要な保護者の同意が、文書により得られていなかった。 1件（0件）	④事前に文書により保護者の同意を得るよう指導した。		

※ 文書指摘、口頭指導双方の具体的内容欄の数値は令和6年度検査で確認された件数（括弧書きは令和5年度）

令和7年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年7月30日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	<b>足立区立保育所の指定管理者の指定について</b>																																					
所管部課	子ども家庭部 私立保育園課																																					
内容	<p>足立区子ども施設指定管理者等選定審査会（以下「審査会」という。）における選定審査の結果、以下のとおり候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定したため、報告する。</p> <p><b>1 対象施設</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th>施設所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やよい保育園</td> <td>足立区中央本町一丁目9番3-105号</td> </tr> <tr> <td>さつき保育園</td> <td>足立区江北一丁目15番3-103号</td> </tr> <tr> <td>せきや保育園</td> <td>足立区千住関屋町16番1号</td> </tr> <tr> <td>興本保育園</td> <td>足立区扇三丁目24番14号</td> </tr> <tr> <td>竹の塚北保育園</td> <td>足立区竹の塚六丁目18番2号</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 指定管理料（見積り金額（税込み））</b></p> <p>指定管理料は、「足立区公設民営保育園管理運営委託料支出要綱」の規定に基づき、実績に応じて精算処理を行っている。したがって、すべての施設において非精算の指定管理料は存在しない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">名称</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">定員 ※1</th> <th>指定管理料</th> </tr> <tr> <th>前回選定時指定管理料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">やよい 保育園</td> <td rowspan="2">100</td> <td>209,000,000円</td> </tr> <tr> <td>182,534,000円（平成26年度）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">さつき 保育園</td> <td rowspan="2">100</td> <td>231,000,000円</td> </tr> <tr> <td>204,784,000円（平成26年度）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">せきや 保育園</td> <td rowspan="2">75</td> <td>155,000,000円</td> </tr> <tr> <td>121,681,000円（平成26年度）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">興本 保育園</td> <td rowspan="2">109</td> <td>192,000,000円</td> </tr> <tr> <td>141,766,000円（平成28年度）※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">竹の塚北 保育園</td> <td rowspan="2">117</td> <td>202,000,000円</td> </tr> <tr> <td>171,705,000円（平成28年度）※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 0歳児保育の有無や各クラスの定員により単価が変動するため、必ずしも定員と指定管理料は比例していない。</p> <p>※2 興本保育園と竹の塚北保育園は、前回選定時（平成26年度）</p>		名称	施設所在地	やよい保育園	足立区中央本町一丁目9番3-105号	さつき保育園	足立区江北一丁目15番3-103号	せきや保育園	足立区千住関屋町16番1号	興本保育園	足立区扇三丁目24番14号	竹の塚北保育園	足立区竹の塚六丁目18番2号	名称	定員 ※1	指定管理料	前回選定時指定管理料	やよい 保育園	100	209,000,000円	182,534,000円（平成26年度）	さつき 保育園	100	231,000,000円	204,784,000円（平成26年度）	せきや 保育園	75	155,000,000円	121,681,000円（平成26年度）	興本 保育園	109	192,000,000円	141,766,000円（平成28年度）※2	竹の塚北 保育園	117	202,000,000円	171,705,000円（平成28年度）※2
	名称	施設所在地																																				
	やよい保育園	足立区中央本町一丁目9番3-105号																																				
	さつき保育園	足立区江北一丁目15番3-103号																																				
	せきや保育園	足立区千住関屋町16番1号																																				
	興本保育園	足立区扇三丁目24番14号																																				
	竹の塚北保育園	足立区竹の塚六丁目18番2号																																				
	名称	定員 ※1	指定管理料																																			
			前回選定時指定管理料																																			
	やよい 保育園	100	209,000,000円																																			
182,534,000円（平成26年度）																																						
さつき 保育園	100	231,000,000円																																				
		204,784,000円（平成26年度）																																				
せきや 保育園	75	155,000,000円																																				
		121,681,000円（平成26年度）																																				
興本 保育園	109	192,000,000円																																				
		141,766,000円（平成28年度）※2																																				
竹の塚北 保育園	117	202,000,000円																																				
		171,705,000円（平成28年度）※2																																				

は区立であったため、指定管理初年度（平成28年度）の金額を表示する。

### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで（10年間）

ただし、せきや保育園は令和8年4月1日から令和16年3月31日まで（8年間）

### 4 指定管理者の候補者、応募事業者数、現在の指定管理者

現在の指定管理者は、候補者に同じ。

名称	候補者	応募者数
	所在地	
やよい 保育園	社会福祉法人博友会（代表者 川下 勝利）	2者
	東京都足立区西新井栄町一丁目7番8号	
さつき 保育園	社会福祉法人江北会（代表者 野口 澄夫）	2者
	東京都足立区江北三丁目17番4号	
せきや 保育園	社会福祉法人桑の実会（代表者 濱野 賢一）	4者
	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目2835番地2	
興本 保育園	社会福祉法人太陽会（代表者 北守 正子）	3者
	東京都足立区鹿浜五丁目28番18号	
竹の塚北 保育園	社会福祉法人三樹会（代表者 細野 智樹）	4者
	埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目17番22号	

### 5 候補者となった理由・ポイント

名称	ポイント
やよい 保育園	危機管理対応の実行性や、園長の適性および姿勢が優れており、現在のサービスを維持できる水準以上の事業者であると考えられる。
さつき 保育園	保育・教育の取組の実行性や既存園実地調査の項目が高く、現在のサービスを維持できる水準以上の事業者と考えられる。
せきや 保育園	人材の確保・育成および職員管理の実行性が高く、既存園実地調査の評価も優れており、現在のサービスを維持できる水準以上の事業者であると考えられる。
興本 保育園	保育・教育の取組の実行性が高く、既存園実地調査の評価も優れており、現在のサービスを維持できる水準以上の事業者であると考えられる。
竹の塚北 保育園	保育・教育の取組の実行性が高く、園長の適性や姿勢の評価も優れており、現在のサービスを維持できる水準以上の事業者であると考えられる。

## 6 候補者となった経過

### (1) 公募

令和6年4月25日～令和6年5月27日

### (2) 財務状況調査の結果

名称	候補事業者	財務状況調査の結果
やよい 保育園	社会福祉法人 博友会	「最適合」 【税理士コメント】 令和4年度になりコロナの影響を脱してきている。課題は特になし。企業の持続可能性は問題なし
さつき 保育園	社会福祉法人 江北会	「最適合」 【税理士コメント】 人件費が増加しているものの、借入金がなく安定しており、持続可能性は問題なし。
せきや 保育園	社会福祉法人 桑の実会	「適合」 【税理士コメント】 固定比率が基準値を超えているが、その他の項目は基準値をクリアしている。借入が多いが利益も順調に推移しており、問題なく返済に充てられている。安定性、持続可能性ともにあると判断し適合とした。
興本 保育園	社会福祉法人 太陽会	「最適合」 【税理士コメント】 財務内容は安定している。課題は特になし。企業の持続可能性もある。
竹の塚北 保育園	社会福祉法人 三樹会	「最適合」 【税理士コメント】 財務内容は安定している。課題は特になし。企業の持続可能性もある。

### (3) 選定審査会

#### ア 審査会開催状況

開催	開催日	内容
第1回	令和6年7月31日	第一次選考（書類選考）
第2回	令和6年8月6日 8月7日	第二次選考（事業者、園長予定者ヒアリング等）

イ 審査委員構成（計9名）

種別	氏名	役職等
学識経験者 (有識者含む)	佐々木 由美子 【委員長】	東京未来大学こども心理学部 こども心理学科教授
	大石 亜希子	千葉大学大学院 社会科学研究院教授
	富岡 麻由子	帝京科学大学教育人間科学部 幼児保育学科准教授
	房野 裕介	公認会計士、税理士
団体代表	杉田 直子	足立区民生・児童委員協議会
	高橋 俊哉	足立区社会福祉協議会 福祉事業部長
区職員	千ヶ崎 嘉彦	福祉部長
	馬場 優子	衛生部長
	楠山 慶之	子ども家庭部長

ウ 審査会からの付帯事項（抜粋）

名称	付帯事項
やよい保育園	園長予定者について、現在の保育理念等を適切に継承すること。
さつき保育園	若い保護者をはじめ、様々な保護者にも受け入れられる柔軟な対応を検討し導入すること。また、保育理念等を継承できる園長予定者の育成に努めること。

※ 上記以外に付帯事項はない。

エ 労働条件審査等

選定審査会において、候補となった事業者に対し、社会保険労務士2名による労働条件審査を実施した。

その結果、竹の塚北保育園を運営する社会福祉法人三樹会を除く4者に指摘事項があったが、是正対応の確認を行い、全ての候補者が合格となった

7 今後の方針

指定の期間開始前に、足立区教育長と事業者代表者との間で協定書を締結する。

令和7年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年7月30日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	令和6年度学童保育室における実地調査の結果について																																
所管部課	子ども家庭部 学童保育課																																
内容	<p>学童保育室における保育の質の維持・向上を目的とし、令和5年度から区職員が2年で全学童保育室に実施している実地調査の結果を報告する。                  なお、指定管理学童保育室は、学童保育室指定管理者等評価委員会を実施し、令和8年1月に議会報告予定である。</p> <p><b>1 実施学童保育室数</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直営学童保育室</td> <td>2施設 3室</td> </tr> <tr> <td>住区学童保育室</td> <td>35施設 37室</td> </tr> <tr> <td>民設学童保育室</td> <td>10施設 10室</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>47施設 50室</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和5年度から実施した実地調査のため、本調査は各施設1回目の実施となる。</p> <p><b>2 主な指摘内容とその対応状況</b></p> <p>(1) 学童保育マニュアルの評価チェックリストにおいて指摘が多かった項目と対応状況</p> <p>下記12項目で1つでも指摘があった施設数：44施設（93%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>指摘内容</th> <th>施設数</th> <th>対応状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>個人情報の取扱いの理解不足 ① 書類廃棄時の確認の未実施 ② 保護者からの連絡に対し本人確認をしていない等</td> <td>26</td> <td rowspan="5">実地調査時に直接指導し評価報告訪問の際に改善を確認</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>家具の転倒防止が不十分である</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>アレルギー対応の理解不足 ① 年2回以上の保護者面談の未実施 ② おやつ提供時のダブルチェックの未実施等</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>医薬品や便・嘔吐物処理物品の最低限の用意がされていない</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>区への報告30分ルールが厳守されていない</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>			施設種別	施設数	直営学童保育室	2施設 3室	住区学童保育室	35施設 37室	民設学童保育室	10施設 10室	合計	47施設 50室		指摘内容	施設数	対応状況	1	個人情報の取扱いの理解不足 ① 書類廃棄時の確認の未実施 ② 保護者からの連絡に対し本人確認をしていない等	26	実地調査時に直接指導し評価報告訪問の際に改善を確認	2	家具の転倒防止が不十分である	25	3	アレルギー対応の理解不足 ① 年2回以上の保護者面談の未実施 ② おやつ提供時のダブルチェックの未実施等	23	4	医薬品や便・嘔吐物処理物品の最低限の用意がされていない	16	5	区への報告30分ルールが厳守されていない	12
	施設種別	施設数																															
	直営学童保育室	2施設 3室																															
	住区学童保育室	35施設 37室																															
	民設学童保育室	10施設 10室																															
	合計	47施設 50室																															
		指摘内容	施設数	対応状況																													
	1	個人情報の取扱いの理解不足 ① 書類廃棄時の確認の未実施 ② 保護者からの連絡に対し本人確認をしていない等	26	実地調査時に直接指導し評価報告訪問の際に改善を確認																													
	2	家具の転倒防止が不十分である	25																														
	3	アレルギー対応の理解不足 ① 年2回以上の保護者面談の未実施 ② おやつ提供時のダブルチェックの未実施等	23																														
4	医薬品や便・嘔吐物処理物品の最低限の用意がされていない	16																															
5	区への報告30分ルールが厳守されていない	12																															

	指摘内容	施設数	対応状況
6	地域との連携による行事への取組が不十分である	13	各学童保育室で事業改善計画を作成（調査後1ヶ月半を目処）  指摘事項が多い施設を優先的に区の職員が巡回訪問し改善状況を確認
7	うがい・手洗いの習慣を身につける取組の未実施	9	
8	防犯（不審者対応）についての取組の未実施	7	
9	子どもの意見を反映させた行事計画の未実施	6	
10	子どもの権利等の理解が不十分 ① 名前を呼び捨てにしている ② 子どものグループが男女別になっている	5	
11	職員間で情報を共有する手段が確立されていない	5	
12	屋外活動の未実施	5	

(2) 実地調査を実施した学童保育室への今後の対応

ア 区職員が巡回訪問し、事業改善計画に則って進捗状況を確認、改善に向けて支援する。

イ 指摘が多かった学童保育室については、優先的に訪問する。

ウ 5月22日・27日に実施した研修で、指摘事項が多かった項目について全学童保育室に周知し意識改善を図った。

エ 本調査において、住区学童保育室での指摘事項が多かったため、住区学童保育室の改善に向けての支援を丁寧に行う。

**3 令和7年度の実地調査について**

全学童保育室の半数で実施予定（以降2年に1回実施）。指定管理学童保育室は、学童保育室指定管理者等評価委員会にて調査を実施する。

施設種別	施設数
直営学童保育室	2施設 3室
住区学童保育室	33施設 35室
民設学童保育室	11施設 11室
指定管理学童保育室	16施設 24室
合計	62施設 73室

## 令和7年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年7月30日

## &lt;審議事項・報告事項・情報連絡事項&gt;

件名	<b>こども家庭センターの機能設置について</b>
所管部課	こども家庭相談室 こども家庭相談課 子ども家庭部 子ども政策課、幼稚園・地域保育課 衛生部 保健予防課 足立保健所 中央本町地域・保健総合支援課、竹の塚保健センター、 江北保健センター、千住保健センター、東部保健センター
内容	<p><b>1 こども家庭センターとは</b></p> <p>(1) 令和6年から児童福祉法により設置が努力義務となった</p> <p>(2) 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関</p> <p>(3) 既存の関係所管に、機能を付与する形で設置が可能</p> <p><b>2 こども家庭センター機能設置に至った主な背景</b></p> <p>(1) 要件の緩和 こども家庭庁ガイドラインにより、建物の一体化や母子保健部門と児童福祉部門の兼務発令などの要件が必須ではなくなった</p> <p>(2) 国・都の補助金の交付要件 令和9年度からこども家庭センター設置が補助金の交付要件となるため、設置しなければ区の財政負担が増える</p> <p>ア 【国】 子ども子育て支援交付金（利用者支援事業） (ア) 影響額 年間 約5,000万円 (イ) 対象経費 保健師等専門職員、子ども家庭支援員の配置 等</p> <p>イ 【都】 とうきょうママパパ応援事業費補助金 (ア) 影響額 年間 約1億6,000万円 (イ) 対象経費 ファーストバースデーサポート、出産子育て応援ギフト 等</p> <p><b>3 こども家庭センターの運営体制等</b></p> <p>(1) 名称 足立区こども家庭センター（関係窓口に名称を掲げる）</p> <p>(2) 対象者 区内に住所を有する妊産婦、18歳未満の者及び保護者・家族</p> <p>(3) 運営開始予定 令和7年10月1日</p> <p>(4) 関係する所管及び相談支援業務（別紙参照）</p> <p>(5) センター長及び統括支援員 ア センター長（子ども家庭部長を充てる） 【役割】 母子保健・児童福祉の両機能において一体的な相談支援が</p>

行われるように衛生部長と協議しながら全体をマネジメント  
イ 統括支援員（センター長が指定）

【役割】母子保健と児童福祉の一体的運営を行うため、産前産後  
養育支援連絡会議の運営やサポートプラン作成など実務  
面での業務マネジメント

#### 4 令和7年10月からの母子保健と児童福祉の一体的運営の取組

項目		現 行		令和7年10月から
連携調整会議	新規	—	→	保健予防課とこども家庭相談課を中心に、継続的な連携の見直しや支援の切れ目などの解消を目的
保健衛生システムの共有	新規	—	→	①こども家庭相談課が予防接種・乳幼児健診情報を閲覧し、タイムリーに情報共有 ②基幹系端末の所属フォルダを活用した情報共有 ※ ①、②ともに利用者は限定
産前産後養育支援連絡会議		月1回、こども家庭相談課と保健予防課で連絡会議を実施	→	継続
妊産婦支援連絡会	拡充	月1回、各保健センターと妊産婦支援係で連絡会議を実施	→	家庭支援係長が会議に参加し、地区保健師引継ぎ時の情報共有や役割の明確化
個別ケース会議		家庭支援係及び担当保健師による一体的な対応	→	継続
サポートプラン	新規	—	→	こどもや妊産婦・要支援家庭と一緒に支援計画を作成し、継続的なマネジメントを実施

#### 5 今後の方針

- (1) 関係所管による連携調整会議において、令和7年10月から予定されている乳幼児の全家庭訪問事業との連携を始めとして、母子保健と児童福祉の一体的な運営に資する取組を継続的に協議、実施する。
- (2) 将来的な一体化（建物含む）に向けての課題の整理と、運営体制のあり方を研究する。

# 足立区 こども家庭センター（母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関）

別紙

令和7年10月1日予定

## こども家庭センター

子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関（児童福祉法第十条の二）

### 衛生部・足立保健所

保健予防課、中央本町地域・保健総合支援課  
竹の塚保健センター、江北保健センター  
千住保健センター、東部保健センター

### 子ども家庭部・こども家庭相談室

子ども政策課  
幼稚園・地域保育課  
こども家庭相談課

7年10月からの取組

## こども家庭センター

こども家庭センター長  
(子ども家庭部長)

統括支援員

(こども家庭相談課長(予定))

連携・協力

### 母子保健機能の相談支援 (子育て世代包括支援センター)

- ◆ ASMAPの取組
- ◆ 要支援妊産婦・乳幼児家庭訪問
- ◆ こんにちは赤ちゃん訪問
- ◆ 発育・発達・育児に関する相談
  - ・ 育児栄養相談
  - ・ 健やか親子相談
  - ・ 産後育児ストレス相談 等

### 児童福祉機能の相談支援 (市区町村子ども家庭総合支援拠点)

- ◆ 児童家庭相談  
(児童虐待相談対応を含む)
- ◆ 養育支援訪問
- ◆ (仮称) 子育て家庭訪問
- ◆ きかせて子育て訪問
- ◆ 保育コンシェルジュ 等

◆ 連携調整会議 (※) 新規

◆ 保健衛生システム共有 (※) 新規

◆ 産前産後養育支援連絡会議

◆ 妊産婦支援連絡会 拡充

◆ 個別ケース会議

新規

妊産婦・要支援家庭等と協働でサポートプラン作成 (※) 新規

◆ 乳幼児健診、予防接種、母子保健関係事業

◆ マイ保育園、一時保育、子育て支援関係事業

### 連携調整会議

保健予防課とこども家庭相談課を中心に、継続的な連携の見直しや支援の切れ目などの解消を目的

### 保健衛生システム共有

こども家庭相談課が予防接種・乳幼児健診情報を閲覧し、タイムリーに情報共有

### サポートプラン

こどもや妊産婦・要支援家庭と協働で支援計画を作成し、継続的なマネジメントを実施

連携機関 子育てサロン、保育園、幼稚園、児童館、学童保育室、小・中学校、福祉事務所、児童相談所、医療機関 等

令和7年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年7月30日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

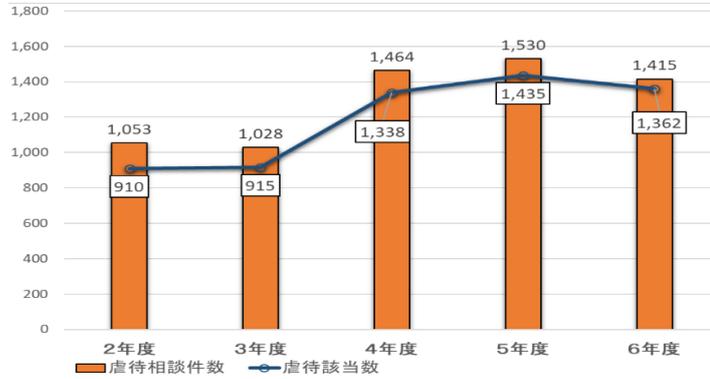
件名	令和6年度児童家庭相談の状況について																								
所管部課	こども家庭相談室 こども家庭相談課																								
内容	<p><b>1 児童家庭相談の状況</b></p> <p>(1) 児童家庭相談の概要          子育て中の保護者からの子育ての不安や悩み、困っていることや分からないことなどへの相談対応のほか、虐待に気づいたり、虐待が疑われる際の通報に対応している。</p> <p>(2) 相談体制          ア 実施日時 月曜日から土曜日 8:30 から 17:00          ※ 夜間、休日は児童相談所虐待対応ダイヤル、警察署で対応          イ 相談先 こども家庭相談課          ウ 相談方法 電話相談、来所相談、メール相談          予約不要、相談時間枠は設けていない。</p> <p>(3) 相談・通報後の対応          相談、通報があった場合は、こども家庭相談課で受理会議を開き、調査方針を決定し対応している。虐待通告の場合は、48時間以内に子どもの安全確認を行う。</p> <p><b>2 児童虐待相談の状況</b></p> <p>(1) 相談件数の推移</p> <table border="1"> <caption>児童虐待相談件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>養育相談</th> <th>虐待相談</th> <th>保健・障がい・非行・育成・その他の相談</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年度</td> <td>1,146</td> <td>1,053</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>1,083</td> <td>1,028</td> <td>177</td> </tr> <tr> <td>4年度</td> <td>952</td> <td>1,464</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>5年度</td> <td>827</td> <td>1,530</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>6年度</td> <td>1,036</td> <td>1,415</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 令和6年度児童虐待相談件数の概況          ア 児童虐待相談件数          令和6年度 1,415件 (対前年比△115件)          イ 対前年度の内訳          身体△125件、性的△1件、心理+85件、          ネグレクト△32件、非該当△42件</p>	年度	養育相談	虐待相談	保健・障がい・非行・育成・その他の相談	2年度	1,146	1,053	176	3年度	1,083	1,028	177	4年度	952	1,464	159	5年度	827	1,530	124	6年度	1,036	1,415	80
年度	養育相談	虐待相談	保健・障がい・非行・育成・その他の相談																						
2年度	1,146	1,053	176																						
3年度	1,083	1,028	177																						
4年度	952	1,464	159																						
5年度	827	1,530	124																						
6年度	1,036	1,415	80																						

ウ 令和6年度の特徴

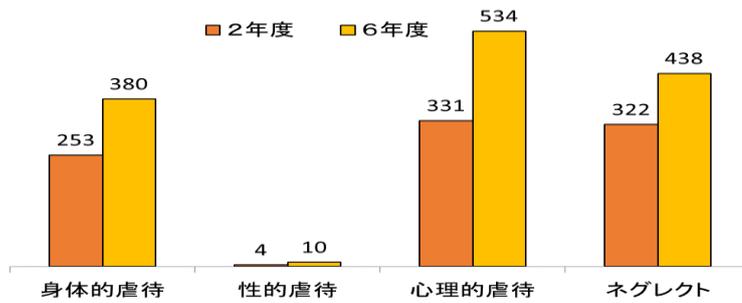
虐待種別でみると、令和5年度比では心理的虐待が増加しているが、他種別では減少している。しかし、令和2年度比でみると全種別で増加傾向にある。

(3) 児童虐待相談状況

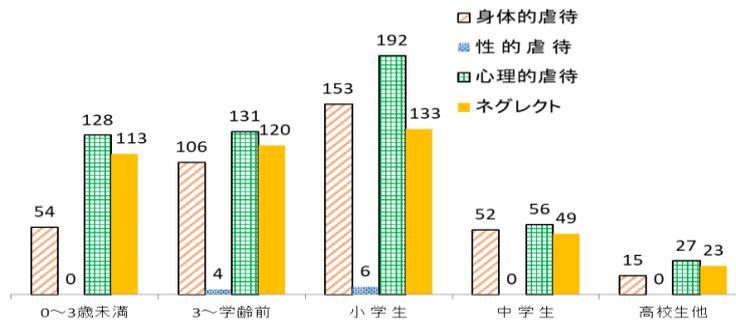
ア 虐待相談件数の推移 (令和2年度→令和6年度)



イ 虐待相談の種別比較 (令和2年度⇔令和6年度)



ウ 虐待相談の年齢別・種別件数 (令和6年度)



(4) 虐待相談の通告元件数 (令和6年度)

